

平成二十六年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第一号）

平成二十六年九月九日（火曜日）

出席委員（十四名）

委員長 奈良岡 文 英

副委員長 奈 良 完 治

委 員 前 田 信 一

鶴賀谷 貴

藤 林 公 正

相 馬 勝 治

佐々木 政 美

浅 利 直 志

清 水 孝 夫

小 野 稔

吉 村 忠 男

工 藤 健 一

横 山 哲 英

野 呂 日出男

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町 長

総務課長選管事務局長併任

平 田 博 幸

五十嵐 晋

企 画 財 政 課 長
税 務 課 長
住 民 課 長
福 祉 課 長
建 設 課 長
農政課長農委事務局長併任
会計管理者会計課長兼務
上 下 水 道 課 長
監 査 委 員
選 管 委 員 長
教 育 委 員 長
教 育 長
学 務 課 長
生 涯 学 習 課 長
学校給食センター所長
農 業 委 員 会 会 長

能登谷 英 彦
横 山 精 逸
三 浦 郁 雄
齋 藤 美津昭
対 馬 猛 清
三 上 正 裕
榊 淳 一
幸 田 信 雄
神 忠 勝
三 浦 秀 男
田 澤 文 雄
武 田 登
工 藤 峰 靖
小 杉 利 彦
佐々木 盛 男
野 呂 廣 志

事務局職員出席者

事 務 局 長
副 参 事

佐々木 克 治
三 浦 孝 司

審 査 日 程

議案第五十九号 平成二十五年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第六十号 平成二十五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第六十一号 平成二十五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第六十二号 平成二十五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第一日 平成二十六年九月九日

開 議 午前十時

○委員長（奈良岡文英君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

当特別委員会に付託された案件は、議案第五十九号平成二十五年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から議案第六十五号平成二十五年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件までの七件であります。

議案の説明等のため、理事者及び説明員の出席を求めています。

初日の本日は、議案第五十九号平成二十五年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から、議案第六十二号平成二十五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件までを審査いたします。

二日目は、議案第六十三号平成二十五年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を初め、全部で三件を審査する予定であります。

なお、詳しい審査日程については、お手元に配付しております日程によりご了承願います。

また、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、審査日程に従い、議案第五十九号平成二十五年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（榊 淳一君）

それでは、議案第五十九号平成二十五年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、一括してご説明申し上げます。

お手元に平成二十五年度藤崎町決算書のご用意をお願いいたします。

なお、金額につきまして、歳入は収入済み額、歳出は支出済み額にてご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。また、四百三十二ページからの決算説明資料につきましても、あわせてご参照いただければと存じます。

それでは、十三ページをお開き願います。歳入総額は、百六億六千百五十九万円余りとなりました。

十七ページをお開きください。歳出総額は、百四億六千四百九十一万円余りとなり、歳入から歳出を差し引いた剰余金は一億九千六百六十八万円余りとなったものであります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、継続費通次繰越額が四千百三十六万円余り、繰越明許費繰越額が一千百七十五万円余りで、その合計額五千三百十二万円余りを差し引いた実質収支額は一億四千三百五十五万円余りとなるものであります。実質収支額のうち、地方自治法第二百三十三条の二の規定により、財政調整基金へ一億円、減債基金へ二千万円を繰り入れし、残りの二千三百五十五万円余りを翌年度へ繰り越しするものであります。

それでは、歳入歳出につきまして、決算事項別明細書により、その主なものについてご説明させていただきます。二十二、二十三ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。第一款町税は、調定額十一億八千八百二十一万円余りに対して、収入済み額が十億九千五百五万円余り、収納率は九二・二％、歳入に占める割合は一〇・三％、前年度対比ではプラス一・三％の一千三百六十六万円余りの増となったものであります。内訳としましては、第一項町民税が四億六千七百四十二万円余り、前年度対比ではプラス一・二％の五百七十五万円余りの増、第二項固定資産税が四億六千五百四十六万円余り、前年度対比ではマイナス一・三％の六百三万円余りの減、第三項軽自動車税が三千八百九十五万円余り、前年度対比ではプラス一・一％の四十一万円余りの増、第四項町たばこ税が一億二千三百二十一万円余り、前年度対比ではプラス一・三％の一千三百五十二万円余りの増となったものであります。

次のページをお開きください。第二款地方譲与税が七千百六十万円余り、歳入に占める割合は〇・七％、前年度対比で

はマイナス五%の三百七十四万円余りの減となったものであります。

第六款地方消費税交付金が一億三千四百五十二万円余り、歳入に占める割合は一・三%、前年度対比ではマイナス〇・九%の百十五万円余りの減となったものであります。

次のページをお開きください。第七款自動車取得税交付金二千百三十八万円、歳入に占める割合は〇・二%、前年度対比ではプラス三・八%の七十九万円余りの増となったものであります。

第九款地方交付税が三十七億四千三百五十五万円、歳入に占める割合は三五・一%、前年度対比ではプラス一・三%の四千八百七十万円余りの増となったものであります。内訳としましては、普通交付税が三十四億八千三百五万円余り、特別交付税が二億六千四十九万円余りであります。

第十一款分担金及び負担金は、調定額一億六千七百八十三万円余りに対しまして、収入済み額が一億六千四百四十五万円余り、収納率は九八%、歳入に占める割合は一・五%、前年度対比ではマイナス五・六%の九百七十三万円余りの減となったものであります。

二十八、二十九ページをお開きください。第十二款使用料及び手数料は、調定額六千三十九万円余りに対しまして、収入済み額が五千百九十三万円余り、収納率は八六%、歳入に占める割合は〇・五%、前年度対比ではマイナス十三・三%の七百九十九万円余りの減となったものであります。

次のページをお開きください。第十三款国庫支出金が二十四億六千七百四十三万円余り、歳入に占める割合は二三・一%、前年度対比ではプラス二一七・二%の十六億八千九百五十三万円余りの増となったものであります。内訳としましては、第一項国庫負担金が四億九千五百万円余り、これは第一目民生費国庫負担金の一節の介護訓練等給付費負担金のほか、次のページをお開きください。三節の保育所運営費負担金、四節の児童手当負担金が主なものであります。

第二項国庫補助金が十九億七千二百七十万円余り、主なものとしましては第二目土木費国庫補助金が四億八百十七万円余り、これは社会資本総合整備交付金であります。第三目教育費国庫補助金が四億九千八百八十二万円余り、これは小学校

建設に伴う交付金が主なものであります。

三十四、三十五ページをお開きください。第五目総務費国庫補助金が八億五千五百八十二万円余り、これは地域の元気臨時交付金であります。第六目農林水産業費国庫補助金が二億一千五十万円、これは農業基盤整備促進事業費補助金であります。

第十四款県支出金が四億六千六百八十三万円余り、歳入に占める割合は四・四％、前年度対比ではプラス一・九％の四千九百四十八万円余りの増となったものであります。内訳としましては、第一項県負担金が二億八千三百八十九万円余り、これは第一目民生費県負担金の二節の介護訓練等給付費負担金のほか、三節の保険基盤安定負担金、次のページをお開きください、五節の保育所運営費負担金が主なものであります。

第二項県補助金が一億五千四百四十四万円余り、主なものとしましては第一目民生費県補助金が六千八百五十四万円余り、これは五節の保育対策等促進事業費補助金、保育士等処遇改善臨時特例補助金が主なものであります。第二目衛生費県補助金が一千万四千一百四十一万円余り、これは乳幼児はつらつ育成事業費補助金、自殺対策緊急強化事業費補助金が主なものであります。第三目農林水産業費県補助金が六千六百十六万円余り、次のページをお開きください。これは担い手確保農地集積事業費補助金経営体育成支援事業費補助金、樹幹浸水被災園地復旧対策支援事業費補助金が主なものであります。

第三項委託金が二千八百四十九万円余り、これは第一目総務費委託金の二節の県税徴収取扱委託金が主なものであります。

四十、四十一ページをお開きください。第十五款財産収入が一千六百六十八万円余り、歳入に占める割合は〇・二％、前年度対比ではマイナス二三・九％の五百二十三万円余りの減となったものであります。

次のページをお開きください。第十七款繰入金が一億二千七百四十七万円余り、歳入に占める割合は一・二％、前年度対比ではプラス五三〇・一％の一億七百二十四万円余りの増となったものであります。

次のページをお開きください。

第十八款繰越金が五千四百十二万円余り、歳入に占める割合は〇・五％、前年度対比ではプラス八・八％の四百三十七万円余りの増となったものであります。

第十九款諸収入が一億八千五百十六万円余り、歳入に占める割合は一・七％、前年度対比ではマイナス七・三％の一千四百六十五万円余りの減となったものであります。主なものとしましては、第三項貸付金元利収入が六千百七十八万円余り、これは地域総合整備資金貸付金元利収入が主なものであります。

四十六、四十七ページをお開きください。第五項雑入が一億一千七百三十五万円余り、主なものとしましては、第三目の一節の競輪交付金、三節の原子燃料サイクル事業推進特別対策事業助成金などであります。なお、三節雑入の備考欄のその他雑入一千四万円余りの詳細につきましては、別に配付してございます平成二十五年度雑入予備費充用に関する資料をご参照願います。

第二十款町債が二十億四千三百八十万円、歳入に占める割合は一九・二％、前年度対比ではプラス一〇五・四％の十億四千八百七十万円の増となったものであります。

次のページをお開きください。主なものとしましては第三目農林水産業債が一億五千八十万円、これは二節の農業基盤整備促進事業債が主なものであります。第四目土木債が二億八千八百万円、これは一節の町道整備事業債、三節の公営住宅建設事業債が主なものであります。第六目教育債が十一億四千九百六十万円、これは常盤小学校改築事業に係る整備事業債が主なものであります。

次のページをお開きください。第七目臨時財政対策債が三億四千六百万円であります。

以上、歳入の収入済み額が百六億六千五百五十九万円余り、前年度対比ではプラス三七・八％の二十九億二千四百五十一万円余りの増となったものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。五十六、五十七ページをお開きください。

第一款議会費が九千五十八万円余り、これは議員報酬などの経常経費が主なものであり、歳出に占める割合は〇・九%、前年度対比ではマイナス三・二%の三百一十万円余りの減となったものであります。

次のページをお開きください。第二款総務費が十七億三千二十二万円余り、歳出に占める割合は一六・五%、前年度対比ではプラス六〇・八%の六億五千四百四万円余りの増となったものであります。主なものとしましては第一項総務管理費が十五億七千九百五十三万円余り、内訳としましては第一目一般管理費が四億六千九十八万円余り、これは一般職と特別職の給料や退職手当組合負担金など人件費が主なものであります。

六十二、六十三ページをお開きください。第二目財政管理費が一億八千二百二十四万円余り、これは財政調整基金、公共施設等整備基金、減債基金などへの積立金が主なものであります。

次のページをお開きください。第四目財産管理費が七千四百九十一万円余り、これは庁舎の維持管理費用が主なものであります。

六十六、六十七ページをお開きください。第五目企画費が八千九百九十三万円余り、次のページをお開きください。これは十七節の藤崎駅前広場整備用地購入費や十九節の駅舎建築負担金が主なものであります。

次のページをお開きください。第八目電子計算費が六千二百九十一万円余りこれは十三節の統合行政システム保守業務の委託料が主なものであります。

七十二、七十三ページをお開きください。第十目出張諸費が三千九百八十九万円余り、これは人件費が主なものであります。

次のページをお開きください。第十一目簡易駅委託業務費が一千四百二十三万円余り、これは北常盤駅管理運営業務の委託料が主なものであります。第十二目地域の元気臨時交付金事業費が六億四千七十七万円余り、次のページをお開きください。これは十五節の常盤老人福祉センターやスポーツプラザ藤崎の改修工事費のほか、二十五節の地域の元気臨時交付金基金積立金が主なものであります。

第二項徴税費が八千九百七十五万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開きください。十三節の固定資産路線価見直し業務、固定資産標準地鑑定業務委託料が主なものであります。

第三項戸籍住民登録費が五千百四十一万円余り、次のページをお開きください。これは一般職員の人件費のほか、十三節の戸籍副本データ管理システム構築業務、戸籍総合システム保守業務に係る委託料が主なものであります。

八十六、八十七ページをお開きください。第三款民生費が十九億八千六十八万円余り、歳出に占める割合は一八・九％、前年度対比ではプラス一・一％の二千七十万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第一項社会福祉費が十一億三千五百六十八万円余り、内訳としましては第一目社会福祉総務費が一億一千三百五十二万円余り、これは人件費のほか、次のページをお開きください、十三節の福祉バス運行業務などの委託料、十九節の南黒福祉事務組合負担金、社会福祉協議会補助金が主なものであります。

九十、九十一ページをお開きください。第三目老人福祉費が一千五百九十二万円余り、これは十九節の老人クラブへの補助金や、次のページをお開きください。二十節の施設入所者への老人措置費が主なものであります。第四目障害者福祉費が三億三千七百三十五万円余り、これは十三節の地域生活支援事業などの委託料や二十節の介護訓練等給付費の扶助費が主なものであります。第五目老人福祉センター費が一千四百八十八万円余り、次のページをお開きください。これは十三節の町老人福祉センター指定管理に係る委託料が主なものであります。第七目重度心身障害者福祉費が二千三百十七万円余り、これは二十節の重度心身障害者医療費給付費に係る扶助費が主なものであります。第八目国民健康保険整備費が一億三千九百十九万円余り、これは保険基盤安定繰出金、財政安定化支援事業繰出金が主なものであります。

九十六、九十七ページをお開きください。第九目介護保険整備費が二億六千五百三十六万円余り、これは職員給与費等繰出金と前年度分介護納付費繰出金であります。第十目後期高齢者医療整備費が二億二千百五十万円余り、これは保険基盤安定繰出金、療養給付費繰出金が主なものであります。

第二項児童福祉費が八億四千四百九十九万円余り、主なものとしましては第一目児童福祉総務費が五千二百三万円余り、

これは人件費のほか、次のページをお開きください。十五節の学童保育施設空調設備工事費や十九節の保育士等処遇改善臨時特例補助金が主なものであります。第二目児童措置費が七億八千二百七十万円余り、これは十三節の保育所事業の委託料や二十節の保育所運営費、児童手当などの扶助費が主なものであります。第三目ひとり親家庭等福祉費が一千二十五万円余り、次のページをお開きください。これは、二十節のひとり親家庭等医療費給付費が主なものであります。

第四款衛生費が五億二百七十七万円余り、歳出に占める割合は四・八％、前年度対比ではプラス一・一％の五千三十万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第一項保健衛生費が二億五千百十五万円余り、内訳としましては、第一目保健衛生総務費が四千六百九十七万円余り、これは安全な妊娠、出産、育児の保健指導や、健康診査のための一般職員の人件費のほか、次のページをお開きください。十三節の妊婦検診業務などの委託料、十九節の高度救命救急センターの運営費補助金が主なものであります。第二目保健施設費が四千五百二十六万円余り。これは人件費が主なものであります。

百四、百五ページをお開きください。第三目予防費が九千八百六十八万円余り、次のページをお開きください。これは十三節の予防接種業務、医療個別検診などに係る委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。第五目乳幼児及び子ども医療費給付費が三千四百八十一万円余り、これは二十節の乳幼児及び子供医療費等給付費が主なものであります。

百十、百十一ページをお開きください。第二項清掃費が二億五千百六十一万円余り、次のページをお開きください。これは十三節のごみ収集運搬業務などの委託料や十九節の一部事務組合に対する負担金が主なものであります。

次のページをお開きください。第六款農林水産業費が九億九百三十四万円余り、歳出に占める割合は、八・七％、前年度対比ではプラス五三・四％の三億一千六百三十九万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第一項第一目農業委員会費が三千三百十五万円余り、これは一般職員の人件費や委員報酬のほか、次のページをお開きください。十三節の農地地図情報システム等連動機能構築業務の委託料が主なものであります。第二目農業総務費が六千

四百九十万円余り、これは一般職員の人件費が主なものであります。

百十八、百十九ページをお開きください。第三目農業振興費が五千六百三十二万円余り、これは十九節の経営体育成支援事業費補助金や次のページをお開きください。担い手確保農地集積事業費補助金など、農業経営を支援するための補助金が主なものであります。第五目農地費が五億九百三十九万円余り、次のページを開き願います。これは十三節の農業基盤整備促進事業測量設計業務委託料や、十五節の農業基盤整備促進事業工事費のほか、十九節の国営浅瀬石川土地改良事業費負担金が主なものであります。

百二十四、百二十五ページをお開きください。第六目農業集落排水事業費が一億九千四百五十二万円余り、これは農業集落排水事業会計に対する補助金及び出資金であります。第七目水田営農対策費が七百七十万円余り、これは十九節の水田農業航空防除事業費補助金、戸別所得補償制度推進事業費補助金が主なものであります。第八目農業災害対策費が四千三百二十五万円余り、次のページをお開き願います。これは十三節の災害ごみ処分業務委託料や十九節の被災リング園防除用薬剤費緊急助成事業費補助金が主なものであります。

第七款商工費が二千五百一十万円余り、歳出に占める割合は〇・二％、前年度対比ではプラス二〇・五％の四百二十四万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第二目商工振興費が一千三百五十八万円余り、次のページをお開き願います。これは十九節の町商工会補助金やプレミアム付商品券発行補助金が主なものであります。

百三十、百三十一ページをお開きください。第八款土木費が十一億一千二百七十万円余り、歳出に占める割合は一〇・六％、前年度対比ではプラス七三・一％の四億六千九百八十万円余りの増となったものであります。

第一項土木管理費が七千五百十四万円余り、これは一般職員の人件費が主なものであります。

百三十二、百三十三ページをお開きください。第二項道路橋梁費が五億八千七十三万円余り、内訳としましては第一目道路維持費が四千四百七十五万円余り、これは十三節の土地分筆登記申請業務などの委託料や次のページをお開き願います。十五節の防雪柵設置等工事費及び町道等整備費が主なものであります。第二目道路新設改良費が四億五千六百九

十五万円余り、次のページをお開き願います。これは一般職員の人件費のほか、十五節の町道等整備費が主なものであります。第三目除雪事業費が七千九百二万円余り、次のページをお開き願います。これは生活道路確保のための除排雪費用であり、十三節の除雪業務委託料や、十四節の除排雪車両借上料が主なものであります。

第三項都市計画費が一億八千四百四十二万円余り、主なものとしましては第二目下水道事業費が一億七千八百五十九万円余り、百四十、百四十一ページをお開き願います。これは下水道事業会計に対する補助金及び出資金であります。

第四項住宅費が二億七千四百七十六万円余り、次のページをお開き願います。これは十五節の町営住宅建設用地造成工事費や十七節の町営住宅水上団地一工区購入費が主なものであります。

第九款消防費が二億五千九百七十九万円余り、歳出に占める割合は二・五％、前年度対比ではマイナスイ・七％の四百五十八万円余りの減となったものであります。主なものとしましては第一項第一目常備消防費が一億九千三百十三万円余り、これは弘前地区消防事務組合の負担金であります。第二目非常備消防費が三千五百四十三万円余り、これは一節の消防団員報酬や、次のページをお開き願います。十九節の県市町村総合事務組合への負担金が主なものであります。第三目消防施設費が二千八百十四万円余り、次のページをお開き願います。これは十五節の北分署建設用地整備等工事費及び十八節の小型動力ポンプ付積載車購入費が主なものであります。

第十款教育費が二十四億六千六百四十五万円余り、歳出に占める割合は二三・六％、前年度対比ではプラス九九・三％の十二億二千九百一十万円余りの増となったものであります。第一項教育総務費が三億二千四百六十五万円余り、百四十八、百四十九ページをお開き願います。主なものとしましては第二目事務局費が一億五千八百五十三万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開き願います。十三節のスクールバス運行業務、コンピュータ機器更新業務などの委託料や、十九節の小中学校各種県大会等出場費及び、次のページをお開き願います。小中学校修学旅行費の補助金が主なものであります。第三目給食センター費が一億六千五百三十五万円余り、これは一般職員の人件費のほか、十一節需用費の、次のページをお開き願います。賄い材料費や、十三節の学校給食配送業務委託料など、学校給食業務

の費用であります。

第二項小学校費が十八億四千一百万円余り、内訳としましては第一目藤崎小学校費が二千五百四十二万円余り、次のページをお開き願います。これは一般職員の人件費のほか、十一節の光熱水費などの需用費や十三節の清掃業務委託料などが主なものであります。

百五十八、百五十九ページをお開き願います。第二目藤崎中央小学校費が三千四十九万円余り、これは一般職員の人件費のほか、十一節の燃料費などの需用費や、十三節の、次のページをお開き願います。コンピュータ保守業務や、グラウンド及び野球場の芝生育成管理業務の委託料が主なものであります。第三目常盤小学校費が二千四十三万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開き願います。十一節の光熱水費などの需用費や十三節のコンピュータ保守業務などの委託料が主なものであります。

百六十四、百六十五ページをお開き願います。第四目常盤小学校建設費が十七億六千三百六十五万円余り、これは小学校改築に伴う監理業務委託料や工事費及び備品購入費が主なものであります。

第三項中学校費が五千四百五十九万円余り、内訳としましては第一目藤崎中学校費が三千四百二十一万円余り、次のページをお開き願います。これは一般職員の人件費のほか、十一節の燃料費、光熱水費などの需用費や十三節の校舎等清掃業務、コンピュータ設備保守業務などの委託料が主なものであります。

百六十八、百六十九ページをお開き願います。第二目明德中学校費が二千三十七万円余り、これは職員の人件費のほか、十一節の、次のページをお開き願います。光熱水費などの需用費や十三節の校舎清掃業務などの委託料などが主なものであります。

第四項社会教育費が二億四千七百十九万円余り、主なものとしましては第一目社会教育総務費が一億四千四百六十六万円余り、次のページをお開き願います。これは職員の人件費のほか、十三節の町文化センター等指定管理に係る委託料や、次のページをお開き願います。十九節の町文化協会などに対する補助金が主なものであります。

百七十六、百七十七ページをお開き願います。第四目保健体育費が四千二百十九万円余り、次のページをお開き願います。これは十三節のスポーツプラザ藤崎等指定管理の委託料や、十九節の町体育協会補助金などの団体補助金が主なものであります。

百八十四、百八十五ページをお開き願います。第十一款災害復旧費が一千三十万円余り、歳出に占める割合は〇・一％、これは豪雨により被害を受けた施設の復旧工事費が主なものであります。

次のページをお開き願います。第十二款公債費が十三億七千七百六十一万円余り、歳出に占める割合は一三・二％、前年度対比ではプラス一四・六％の一億七千五百十三万円余りの増となったものであります。第一項第一目元金が十二億一千六百三十四万円余り、これは財務省や青森銀行などへの償還金であります。次のページをお開き願います。第二目利子が一億六千二百二十七万円余り、これは財務省などへの利払いであります。

第十三款予備費の各款への充用額が一千三百七十二万円余りであります。

なお、備考欄に記載の充当の内容につきましては、別に配付してございます平成二十五年度雑入予備費充用に関する資料をご参照願います。

次のページをお開き願います。以上、歳出の支出済み額合計は百四億六千四百九十一万円余り、前年度対比ではプラス三八・七％の二十九億二千百九十五万円余りの増となったものであります。

これで、平成二十五年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の概要につきまして説明を終わらせていただきます。なお、委員からのご質問に対しましては担当部署よりお答えいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（奈良岡文英君）

決算の説明が終わりましたので、質疑を行います。暫時休憩いたします。

再開時刻は十一時といたします。

休 憩 午前十時四十八分

再 開 午前十一時〇〇分

○委員長（奈良岡文英君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまから質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑するようお願いいたします。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

歳入のところの町たばこ税ですね。

○委員長（奈良岡文英君）

ページ数を読み上げてからお願いいたします。

○浅利直志委員

歳入のところの町税で、ページ数は二十二ページです。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員、ページ数を読み上げてからお願いいたします。

○浅利直志委員

ページ数が指定できなければ質問できないということではないでしょう。二十二ページになりますよ。歳入のところの町民たばこ税ですから、それで指定できるはずですよ。ページ数と同じですよ、これは。

一千二百三十二万円ほどになって、何かどっと議員の……、一億二千……、訂正します。一億二千三百二十一万円ほどになっておりますんですけども、これはたばこが値上がりになったということもあるんでしょうけれども、本数というか数もふえているんでしょうか。

それと、補助率といいますか、そういうのが引き上げになった結果、こうなったんでしょうか。たばこを飲む人は依然としてふえているということなんでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

まず、たばこの本数ですけれども、平成二十五年度は旧三級品、旧三級品以外合わせまして、二千四百四十七万五千本余りでございます。それで、増減でございますが、前年度と比較しまして、五万三千本少なくなっております。

それと、たばこ税の税率、町に入る税率が改正になりまして、これは平成二十五年四月一日から適用になったものでございます。まず、旧三級品以外については、改正前は一本当たり四・六一八円、改正後は五・二六二円、プラスの〇・六四四円でございます。それから、三級品が改正前が二・一九〇、改正後が二・四九五円で、〇・三〇五円、一本当たり増額になったため、本数は減っておりますけれども、町に入った収入としてはふえたものでございます。

以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

ページ数は四十三ページです。

ふるさと納税の寄附金の項目でございますので、七万五千四百八十三円、人数とですね、最高額どのくらいの寄附金があったのかお知らせいただきたいと思っております。

○委員長（奈良岡文英君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

今、話題のふるさと納税でございまして、我が町は昨年度の実績として三人の方に寄附いただきました。最高額といたしますと、大変申しわけないんですが、三万円ということ、最低が二万円というところで、非常にこの件に関しましては、今後周知させて、徹底してですね、制度を高めていく必要があるのかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

町長にお尋ねいたします。

今、課長からもありましたけれども、今、ふるさと納税って、全国的に自治体でPRをしてですね、我が自治体のほうに寄附をしていただいて、寄附した方にはそれなりの粗品を差し上げているという、テレビでも、メディアでも、いろいろなところでふるさと納税ということに関してですね、取り上げられております。うわさによると、このふるさと納税の制度も来年度改正になるということもお聞きしております。ふるさと納税をして、税金を還付するには非常に手続的にわずらわしい点を改善したり、そしてまた、限度額をもうちょっと上げてみたりと、そういった改正制度も予定されていると私は聞いております。

そういった中において、率直に申し上げて、町長、この年間七万五千元、確かに三人の方の志は、これはきちんとして、この場でも私もお礼を申し上げますし、ただ、その中で、その結果として、三人の方の七万五千元ということに関してですね、率直に町長のお気持ちを尋ね申し上げます。

○委員長（奈良岡文英君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

まず、町の取り組みがですね、企画財政課は仕事一生懸命やってくれていますけれども、この取り組みに関しては、私、ちょっと対策が遅いと思っています。正月明けから能登谷課長さんには、ある意味で、例えば、私が毎年二回行っている藤崎ふるさと会、その人たちに対するお願いとか、あるいはインターネット等でもまた発信できますので、このことについてはもっともっと我が町のいろいろふるさと納税に向けるような仕組みを確立のために、今、担当課が鋭意今努力しているところでございます。

この三件の件数というのはですね、取り組みがちょっと足りないから三件なのかなど。また、これはあくまでも二十五年度決算でございまして、その前とかは、一人で百万円の高額の納税しているのもあります。ですから、もっともっと我が町を発信するために、あるいはふるさと納税を納めて、協力していただくためにですね、もっともっと努力して、汗をかいていきたいと、そう思っております。以上であります。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。吉村委員。

○吉村忠男委員

ページ数は百三十九ページです。建設課長にお尋ねいたします。

この除雪人夫費の内訳をお願いします。何人対してなのか。

○委員長（奈良岡文英君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えいたします。

除雪人夫につきましては、四人、あと歩道除雪も四人、この方に係る人夫賃でございまして。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

それで、期間はいつからいつまでですか。

○委員長（奈良岡文英君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

除雪委託期間と同じでございまして、十二月の十一日から三月の十日までです。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかにございませんか。鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

ページ数は六十三ページでございます。

空き家等の除去推進事業費補助金四十二万円、この事業内容をまずお尋ねいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

空き家等の除去の四十二万円の内容ということでございますが、町のほうで定めました要綱に基づきまして、水木の空き家につきまして、十一月二十六日に解体をしております。そのかかった費用の半分の四十二万円を助成したものでございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

半分の四十二万円はわかりますけれども、じゃあその四十二万円は、じゃああとは地権者の方々からはいただかないで、単独の町の持ち出しの部分だという形でよろしいんですか。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

要綱によりまして、半分の助成ということになってございます。実際ですね、かかった費用というのが八十四万円というところでございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかにございませんか。鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

確認しますけれども、じゃあこれはそういう形で、空き家条例の手続的な条例に適していれば、これは何というんですか、限度額と言えば失礼ですけれども、その例えば百万円かかれば五十万円という形で、件数はふえていく可能性は当然あるということよろしいですね。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

この補助の上限といたしましては、五十万円ということをご想定してございます。町が危険な空き家というふうな認定をした場合にはこの補助の対象になるものでございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかにございませんか。工藤委員。

○工藤健一委員

ページ数は百三十三ページの安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金ですけれども、不用額が二十二万五千円で、支出が五十七万五千円なんですけれども、これは件数と一戸当たりに対する助成金の金額と件数をお知らせください。

○委員長（奈良岡文英君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えいたします。

件数につきましては、二十五年度は三件でございました。四件予定しておりましたが、実績は三件ということでございます。一件当たり、それぞれ違うんですけれども、一つは二十二万三千円、もう一つが二十三万二千円、もう一つが十二万円の計五十七万五千円ということでした。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかにございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数はですね、六十一ページ、総務費の管理費ですけれども、その中の委託料の人事考課支援業務委託料四十九万三千五百円となっておりますけれども、これは人事考課のための支援を委託したということなんですけれども、どう内容を委託して、どう業務に反映して、業務にというか、人事考課に反映されるというふうな内容になっていらっしゃるんですか。その内容をお示し願いたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいま人事考課支援業務委託料の内容ということでございますが、この内容といたしましては、人事評価の仕方の研修をしてございます。人事評価につきましては、手当等の支給の際に、その人事評価の結果を反映するという一方で、実際、県のほうではもう行っているものであります。町のほうといたしましても、条件が整い次第、適用したいということで研修を行っておるものでございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、研修費ということなんですか。何か委託をするということであればですね、研修を委託するという事なんですか、内容を示してくださいというふうに言っているんですけども。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

言葉足らずで申しわけございませんでした。研修の業務を委託しておるもので、内容といたしましては、講師の派遣をお願いして、研修をしておるものでございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかにございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

そうすれば、人事考課をするための研修というようなことで、講師派遣をお願いしているという、どこにこれをお願いしているんですか。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

委託先といたしましては、一般社団法人の日本経営者協会というところでございます。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

ページ数は百五ページでございます。自殺予防講座講師謝礼十八万円、まず、この事業内容をお知らせください。

○委員長（奈良岡文英君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

自殺予防講座講師謝礼のご質問でございます。これはですね、自殺予防対策ということで、県のほうの事業で実施されておりまして、自殺予防講座ということで一回三万円、それから傾聴講座ということで講師が一人一万円、それから傾聴サロンということで一万円、済みません。傾聴講座がですね、六回でした、傾聴講座が六回、十二万円、あとそれから傾聴講座の謝礼として二人に二万円、合わせて十八万円ということございまして、傾聴講座が六回行われてございます。それから、自殺予防の講座を一回、合わせてですので、七回行われているという状況でございます。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

当然皆さんもうご存じのとおりで、日本は年間約二十万人以上の方が自殺している異常な国だと私は思っております。そ

うした中において、昨年度、藤崎町で本当はいてほしくはないんですけれども、自殺した数の方が何人いらっしゃるのか。いたとすれば、何人いたのかというのは捉えているわけなんですか。

○委員長（奈良岡文英君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

まことに申しわけありません。数字は捉えているんですが、今手元のほうにちょっとございませんので、もしよろしければ後ほどご回答したいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。野呂委員。

○野呂日出男委員

毎回話題になる、決算のときになれば話題になる町としても割合とよく質問される気がかりなところなんですけれども、十一ページのところと二十三ページのところに該当する不納欠損金のごとでございましてけれども、もちろん未収額も含めてでございましてけれども、いわゆる二百四十七万円余り、その中でも固定資産税が断トツで多いようですけれども、これについては市町村税滞納整理機構の滞納整理にかかわることで、百二十六万円ほどのその費用を拠出しておりますが、きのうの委員会でもちょっとお話になりましたけれども、対費用効果等について見通しの件でひとつ見解をお願いしたいと思っています。

○委員長（奈良岡文英君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

まずは、青森県市町村税滞納整理機構への移管の状況でございましてけれども、平成二十五年度は六十五件移管しており

まして、移管滞納、移管した税額が四千七百九万二千六百二十六円でございます。そのうち、徴収したのが一千二百万三千四十五円で、徴収率としては二五・五％となっております。それに対する町が滞納整理機構へ支払う負担金でございますけれども、百二十六万五千二百九十五円、これを支払っております。その負担金の支払いの根拠となるものにつきましては、移管件数一件当たり一千円、それから徴収した税額に対して一〇％を払うということでございますので、費用対効果と言われますと、一千二百万円払って、その一〇％が費用になりまして、残りの九〇％、一千万円が効果額ということになります。

それで、その滞納整理組合への見通しでございますけれども、ことしもきのう補正予算の常任委員会がありまして、ことしも一千四百万円ぐらいはいきたいと思っております。

それと、不納欠損ですけれども、不納欠損につきましては、滞納整理機構とは別に深い関係はございません。町としては、死亡して相続人がいない者とか、それから財産が滞納処分する財産、差し押さえする財産がないものにつきまして、地方税に基づきまして不納欠損をしております。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

野呂委員。

○野呂日出男委員

それでは、質問を変えまして、二十八ページから二十九ページですけれども、住宅使用料の未収の件なんですけれども、これもまたかなりな未収がありまして、ことしの予算、これは昨年度の決算でも、多額の住宅建設費用が投入されておりますけれども、その中身等について、多少ご説明していただきたいなど、こう思っております。

○委員長（奈良岡文英君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えいたします。

住宅の使用料の未納につきましては、過去、現在ですが八百四十万円ほどございます。これにつきましては当然回収の努力はしておりますが、この中で、大口の滞納者という方が四人ほどおまして、その方々を合計すると七百万円近くになります。それで、それらの方につきましては、今年度中に弁護士を通じて調定なり、そういう法的措置をとりたいと思っておりますので、それでこの滞納のほうを幾らかでも解消していきたいと思っております。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

先ほど人事考課のことを聞いたんですけれども、県で実施しているというようなことで、町でも今後どういう、これ委託料を三年くらい、私の記憶では三年くらい前からずっと計上、同じような金額を計上していると思うんですけれども、いつから実施する予定なのか。

それから、県で実施しているのに、なぜ一般社団法人なる団体にですね、講師を依頼しなければならないのか、それ、みんな、例えば広域、それこそ広域的にやるとか、そういうようなことは可能でないのかどうか。その辺はどういう見通しなのかですね、お聞きしたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいま人事評価の手当等に対する反映というお話でございますが、これちょっと記憶の話なので、正確ではないかもしれませんが、最近出ました法律の中で、たしか二年後から人事評価の手当の反映というのが決まると記憶しております。それに向けまして、私どもといたしましては、その法律が決まる前から準備を重ねてきたところでござい

ます。研修をしてみますと、やはりその評価する人によって、ある程度のばらつきが見えられますので、それをできるだけなくした段階での導入というのを考えております。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

もう一つ聞いているんですけれどもね、なぜ一般社団法人、そこに藤崎としてだけ依頼しているのかということです。もっと南黒というか、そういう研修であればですね、共通点があるわけですから、そういう中南なら中南でまとまって研修を受けるとか、あるいは県が音頭をとってそういうのを進めるとか、どうしてそういうふうなやり方はとれないんですかということを知っているんですけれども。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいまのまとまって研修はやれないのかというお話でございますが、一つには、いつまでにやるというのがこれまで決まっていなかったということがあるかと思います。それと、もう一つにつきましては、この人事評価の委託料につきましては、地域振興協会のほうから助成がなされておまして、このかかった費用のほとんどがその対象になっておるというものでございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

前田委員。

○前田信一委員

ページ数は百十九ページです。農政課にお聞きしますけれども、十三節県りんご産業基幹青年養成委託料、それから続

きましてこの下のりんご病害虫マスター養成委託料、関連がありますので、何人か、そこら辺のところを詳しいことをお知らせください。

○委員長（奈良岡文英君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

養成人数ですね。基幹青年がですね、三人でございます。それから、病害虫マスターは一人でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

前田委員。

○前田信一委員

これ、りんご協会の事業なんですけれども、前から若い人たちの話を聞いたとき、これは技術的にも大変町にとってもいい事業ですし、また、ただ、その中でりんご協会の中では、各町村に割り当ての人数がたしかあると思っていました。それで、割り当てがあって、どこかであきが出たときに、これは予算内では消化できないんですけれども、それに対して補正を組んでいただくとか、私も行きたいんだよという人にはぜひそういうのを考えてもらって、いろいろな技術を習得してもらいたいというふうに思いますけれども、そこら辺はどういうふうに……。

○委員長（奈良岡文英君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

前田議員もリンゴ農家でございますので、その技術向上のために若い世代がこのような勉強会に大いに出ていただきたいという旨の質問だと、そう思っております。現状では三人、それから病害虫マスターが一人ということでございますけれども、隣の板柳町さんなんかはですね、いわゆる基幹青年に毎年毎年十人以上出しています。この枠組みというの

は、りんご協会である程度決めているものの、例えば我が町のいろいろな団体、りんご支会もあれば、共防連もあるし、あるいはわい化研究会もごございますので、そういう団体から多く手を挙げていただいて、そのたびにですね、次年度の予算に間に合えば、そのときと、あるいは途中でねば、予算立てられないときは、補正予算というような形で積極的にこれは後方支援をしていきたいと、そう思っております。ありがとうございました。

○委員長（奈良岡文英君）

前田委員。

○前田信一委員

町長から本当にこう力強いお言葉といたしますか、本当にこう同じリンゴ農家として頑張っていきたいなと思っておりますし、また、何ですか町ではコンフューザー、それからスプレーヤーの補助金とか、ほかではないような補助金も出していると思いますし、ここで春の予算では病虫害マスター、もう一人あったと思っていたんですけども、現在、これは一名減になっていると思うんですけども、せっかくこういう基幹産業のリンゴということで、コンフューザーやら、スプレーヤーの補助金とかやっていますので、ますます技術向上とか、スプレーヤー、病虫害もきちんとした体制でやるためには、何とか二名だと思っておりましたけれども、そこら辺ももうちょっと頑張ってください、共防連とか、いろいろ団体がありますので、何とかそこら辺のほうをよろしくお願いします。

○委員長（奈良岡文英君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

今の件ですが、実はですね、基幹青年はずっと三人で来ていました。それで、病虫害マスターについては、去年実は二人分の予算を盛ったんですけども、当初。ところが各支会さんに、一応当然話をして、推薦してもらったんですけども、そのときたまたまというか、いつも出てくるんですけど、一人しか上がってこなかったんです。何かですね、協会、

支会の中でも周知等なんかも余りうまくいっていなかったと、後で聞いたんですけれども、なかったようで、そこについては今後ですね、もっともっと皆さん、支会員に諮って、できるだけ多くといっても町の予算がありますけれども、それに出してもらえるように、努力していきたいと思っております。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。吉村委員。

○吉村忠男委員

ページ数は三つに分かれておりますので、ページ数は言いません。

バスの運行業務の委託に対してお伺いたします。

今現在、巡回バス、福祉バス、スクールバスと三台、巡回バスの年間の委託料は四百二十八万四千元、福祉バスは五百四十二万九千元、スクールバスは一千四百万円ちょっとですけれども、合計で約二千三百七十万円くらいの、これは運転手とかの業務に対しての人件費の委託費と考えていますけれども、それでいいですか。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいまバスの運行の委託のご質問がありましたけれども、委託内容といたしましては、運行に関する全般の業務委託ということでございます。

追加でお話ししますが、バスそのものは町の所有ということになってございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

この委託料はこれで二千三百七十万円ほどということでもわかりましたけれども、これとまた別に燃料費、また一年に一回の車検、それから保険とか、そういうものに係る諸経費、年間どのくらいかかっているものですか。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

私のところでは、巡回バスということに限らせてお話をさせていただきたいと思います。

巡回バスにつきましては、百二十万円ほどの燃料費の支出となっております。それと、二十五年度の場合修繕料といったしましては六十七万円ほどかかっております。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

車検のそういうような値段はわからないものですか。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

三カ月点検及び車検を含めまして二十三万円ほどかかっております。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。工藤委員。

○工藤健一委員

ページ数は二十九ページの給食費負担金滞納分です。これは常盤地区と藤崎地区の徴収方法は違うと前に聞いたんです

けれども、その徴収方法と件数をお知らせください。

○委員長（奈良岡文英君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（佐々木盛男君）

徴収方法は、旧藤崎地区は集金袋、PTA会費とか、その他の会費と一緒に袋で現金で徴収しております。旧常盤、常盤小学校と明德中学校に関しましては、口座引き落としとなっております。

繰り越しの件数につきましては、三名の方となっております。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

工藤委員。

○工藤健一委員

徴収方法が違うんですけれども、やはりね、私から見れば、子供に藤崎地区のように徴収袋を持たせてやれば、滞納、藤崎地区だか常盤地区だかはちょっと三名の方はわからないんですけれども、どちらの方かはわからないんですけれども、口座振込みになるとさ、まず保護者の方が忘れてたり、通帳に金入っていなかったり、そういうのは大いにあると思うんですけれども、子供たち、子供たちは知らないから、保護者が何か払っていないか払っているかわからないんですけれども、その子供たちはわからないと思うんですよ。できるだけ、子供たちさ袋を持たせれば、滞納額がなくなるような感じするんですけれども、どうですか。

○委員長（奈良岡文英君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（佐々木盛男君）

滞納額五万九千四百円なんですけど、こちらのほうは八月の五日に全て完納になってございます。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

さっきちょっとこう半端になっていたところもちょっと伺います。

私のこの考えですけれども、個人的な考えですけれども、建設課あたりでこの除雪、冬の除雪は、今は機械の持ち込みでワンシーズン何ぼって、こうやっておりますけれども、この巡回バス、それから福祉バス、スクールバス、これを三つもできるのであればバスとか、そういう車両を持ち込んで年間幾らとか、そういう田舎館あたりではそうして行っているようすけれども、そういうようにするようなお考えをお持ちなものでですか。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいま車両込みでのバスの委託というお話かと思っておりますけれども、現状、町のほうではバスそのものがあるわけがございます。ですので、当面の間はこの形の業務委託ということで進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（奈良岡文英君）

野呂委員。

○野呂日出男委員

百十九ページですけれども、堆肥製造施設指定管理料が百五十万円ほど出ていますけれども、これはあくまでも休業状態だということは私も知っていますけれども、昨年度に対して、天候が関係ありますので、ほとんど効果がなかったんではないかと、こう思っていますけれども、それはそれとして、ここで使用している機械、器具等の現状をひとつお知らせしていただきたいと思っております。

○委員長（奈良岡文英君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

機械、施設の現状ですね。

現在、今休止中でございます。受け手がいないということで、そういう状況でございます。

それから、もう一つ、私のほうから皆さんにこれここに百五十万円というふうに書いていますが、これ実は、堆肥利用組合さんで途中でやれなくなったということで、そこまでかかった分を差し引いた分、約七十万円なんですけど、返戻を受けてございます。報告まで、以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

野呂委員。

○野呂日出男委員

そこで使っている今現在の補助金対象で購入したと思えますけれども、例えば梱包機とか、付随した、あればトラクターとか、リフトとかももしあればそういうものがどのような管理方法になっているものですか。

○委員長（奈良岡文英君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

昨年度までについては、稲わら利用組合さんに指定管理料を払っているということで、そちらのほうに管理していただいています。ただ、なかなか機械の整備等にもお金がかかるということで、整備しないで使えなくなったものもございました。今年度に入ってから、そういう受け入れ先がないということで、今の施設の中にそのまま保管されている状況でございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。奈良委員。

○奈良完治委員

ページ数は、九十七ページ、児童福祉費の中の右側の九十七ページの備考の下から三つ目の出産祝金と育成奨励金、私、ちょっと縁がないあれですけれども、これからの活性化のためにひとつこの中身をちょっと教えていただけませんか。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

まず、出産祝金についてであります。第三子以降のお子さんを出産した方に十万円助成しております。

次に、育成奨励金についてであります。これにつきましては、合併前の旧常盤村の制度を経過措置として継続いたしまして、合併直前に生まれた該当者が中学校入学するまでの間の事業で、一人当たり中学校入学時に十二万円補助しております。平成二十五年度は七名で八十四万円となったものであります。以上であります。

○委員長（奈良岡文英君）

奈良委員。

○奈良完治委員

それこそ予算と決算が同じということは、それこそ当初計画ってのはあれですけれども、予想したとおりのこの百五十万円というふうに理解してよろしいのでしょうか。今、おっしゃった出産祝金の話ですけれども。同じということですね。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

育成奨励金につきましては、人数が当初からわかっておりますので、同じ金額でございますが、出産祝金については、当初予算の段階では予想を立てて積算しておりますので、今回の場合、五十万円不用額として出ております。以上であります。

○委員長（奈良岡文英君）

奈良委員。

○奈良完治委員

町長に一つお願いしたいんですけれども、いろいろその前からいろいろ議論、私、ここに来る前から議論になっていると思うんですけれども、何とかこの子供を育てやすい、それから子供を出産してほしいとか、地域活性化のために、これもう一工夫何とかならないものではないかと思ひまして。

○委員長（奈良岡文英君）

町長。

○町長（平田博幸君）

総体的なご意見という形で私、お答えしたいと思っております。就任してから約三年たちますけれども、子育て、ちょっとでもしやすい環境をつくるために、二十四年度からは小学生まで窓口医療費ゼロにさせていただきました。これは議会の理解もあってできることでございまして、また、二十五年度は中学校まで延ばしたところでございます。再三にわたりまして、浅利議員からは所得を撤廃せよというようなお話もありまして、それもひっくるめてですね、今後の財政とにらみながら、再度点検、精査して、次年度の予算等にもまた反映させて決定していきたいと、そう思っております。

す。

また、住民課には、住民課長には、近隣市町村の保育料等も今精査させてございます。保育料が我が町が近隣市町村にとりましてどうなのか。多少高いのか、安いのかもうちよっと財政とにらみながら、低くできないのか、三市とか、二市とかありますので、その辺も総合的にひっくるめて、今検討中でございますので、もうしばし時間をいただきたいと。ただ、財政も限られてございますので、次年度からは地方交付税の算入が著しく目減りに入っていきます。そういうのも踏まえながら、鋭意努力していきたいと、そう思っております。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はありませんか。鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

ページ数は六十三ページでございます。町内会運営事務費等交付金四百十四万四千円、これの計算過程をお知らせください。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ちょっと手元に詳しい資料がないんですけれども、概略でお話ししたいと思います。一世帯当たり幾らということの算定と、あと基本額一町内当たり幾らということで算定しておるといふふうに記憶してございます。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

今のお話では、じゃあある一定の期日の段階での世帯数に対しての掛ける幾らなら幾らということ、プラス基本と、と

いうことは、これは現実的に言えば、じゃあ世帯数というのは各町内で毎年こう変わっていくと思うんですよ、引越しあってみたり、転入あってみたり。ということは、町内単位の中で毎年こう交付金は変わるってすのは、よろしいんですね。変わるということで。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

たしか前年の世帯数でやっておりますので、必ずしも同じ額というふうなことにはならないと思います。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

この支給は具体的に言えば行政側から各町内に行くのはいつごろ、これの支給は、交付金の支給はいつ行くんですか。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

たしか六月ごろだったと記憶しています。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと五十九ページですけれども、一般管理費、総務費の一般管理費です。八節の報償費ですか。行政連絡員表彰費じゃなくて、その下の顧問弁護士料三十六万円となっていますよね。この顧問弁護士というのは、性格は、

行政のための町長と職員のための顧問弁護士なんですか。性格をお聞きいたします、まず。

それからもう一つ、具体的には顧問契約というのはどういうふうな内容になっているんですか。問題があれば随時各課から問い合わせてもいいんですか、これ。各課からどういう顧問契約になっていらっしゃるんですか、お聞きいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいま顧問弁護士の性格と、顧問契約の内容ということでございますけれども、性格といたしましては、町が行っている事業の中で法律的な相談が必要な場合に、相談に行くという体制になって、性格になってございます。

顧問契約の内容ということでございますが、これは先ほども申し上げましたとおり、各課において法律的な相談が必要になった場合に、各課のほうで相談に行っておるものでございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

これに基づいて昨年度、顧問弁護士にですね、相談した件数と内容はどういうふうになっていらっしゃるんですか。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

三十六万円の内訳につきましては、毎月三万円という形になっておるものでございます。件数によって幾らという形のものとはなっておりません。先ほど庁内の相談件数ということでございましたが、たしかこれも記憶の世界で申しわけ

ございませんが、五件ほどあったかというふうに記憶しております。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

五件の内容はどういう内容だったんですか。町長は相談したことあるんですか、お聞きいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

町長の直接の相談というものはございません。あくまでも町の事業の中で必要となった法律相談でございます。たしか建設課の住宅料の関係で相談になったこともございますし、私どもの競輪交付金関係でも少し相談に行ったかというふうに記憶しております。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかにございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

今、競輪の相談の対象になっていたんだというようなこと。これもページ数は歳入の中にありましたですね。二千七百万円だったと思うんですけども、ちょっとページ数はっきりしなくなって申しわけないんですけども、最終的に協議を進めて、どういう結果になったのでしょうか。その辺は我々ちょっと報告は受けていないんですけども、協議の結果どういうふうになっているんですか。報告はしたんですけども、それから進展はあるんですか。報告は受けているんですけども。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

競輪交付金につきましては、青森市との経緯について、たしか全員協議会を開いていただきまして、最終結果についてご説明申し上げたと思います。その内容といたしましては、藤崎場外車券売り上げの〇・五%ということで説明を申し上げております。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数六十五ページですね、これは十三節の委託料です。防災行政無線保守業務委託料百二十一万円ほど、これはどういう毎月定期的にメーンのいわゆる無線施設を保守点検するという事なんですか。その費用が百二十一万円ということなんでしょうか。その無線の保守業務委託料百二十一万円、毎月点検、あるいはさらにそれに加えて何かトラブルが起きたと。聞こえないときがありましたとかって、使えないときがありましたとかという報告もあるんですけども、この内容をですね、委託内容を明記していただきたい。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいま防災行政無線の保守業務委託料の内容ということでございますが、この保守業務の委託につきましては、二十四年度までは予算措置はしてございません。二十五年度になりまして、いろいろと聞こえが悪いとか、そういうふうなお話がございますので、二十五年度から委託をして、定期的な点検とその都度必要に応じて保守のほうをお願いしておるわけでございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかにございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

聞こえが、何億円もかけた割には私の家も古い木造の家で、比較的聞こえるほうなんですけれども、何か聞こえが悪いという、聞こえが悪いというか、そんなによくなってないなという感じも受けています。それから、も一人の人は、業務の支障になるじゃって、役場にも何回も電話をかけている人もあるようでありますけれども、私なんかもじゃあいわゆるホストの役場にある保守点検じゃなくて、先ほどのお答えによると、例えば私、水木なら水木のあそこのポイントのあれが悪いよとか、下から、近くから苦情が来ているから方向は変えようとか、そういうような類の委託契約なんですか。先ほど説明した内容をもうちよっと詳しく説明していただきたい。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

防災行政無線の保守の委託の内容ということでございますが、それこそ定期的に受信されている、されていないという点検はもちろんでございます。それと、先ほど浅利委員のほうからお話のありましたように、この箇所は今現在聞こえの状態がよくないということに対しまして、個々にその場所に行って、聞こえの状況を確認しておる内容でございます。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

関連して、町民の方、この防災無線と関係するような関係しないような、関係しないなら打ち切ってもよろしいですの

で、いわゆる夕焼け小焼けじゃない、コールが着メロ、携帯で言えば着メロ、あるいは時間をお知らせする五時なら五時、六時なら六時でしたですかね、五時だよ。五時なら五時にメロディーですね。これ十年合併たったけれども、前からむったど同じでねなど。工夫も足りないなというふうな声、二人、三人から聞いているんです。藤崎音頭の声もありますけれども、何かそういうのを新たに換えようとするればお金がこのかかり過ぎる、かかるからなのか、検討しているのかどうかですね。何か徳下に行ったときですね、田舎館で「花は咲く」のメロディーを流していましたね。田舎館のほう進んでいるじゃと思った記憶が、メロディーではですね。だから、質問内容はですね、そういうメロディーをですね、変えるような検討だとか、そういうような意向はないかということをお聞きいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいまの時報のメロディーを変える意思はというお話でございますが、地域懇談会とかに行きました際にも、いろいろお話が出ておることでございます。浅利委員の意見も考慮に入れながら、やれるものかやれないものかも含めまして、検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑ありませんか。

先ほどの質疑の中で、自殺者数についての質疑がありましたが、それについて福祉課長から発言が求められていますので、これを許します。福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

先ほど鶴賀谷委員のご質問に、即座にご答弁できませんことをまずは謝らせていただきます。

自殺者の対策事業に関しましては、歳入の三十七ページのところがございます県の補助金二百二十四万六千円を活用し

て実施してございます。事業の内容については、先ほど申し上げた各講演会、それから相談事業とか、そういうものを実施したりしております。そして、ご質問の趣旨でありました自殺者の人数でございますが、平成二十年から申し上げます。

平成二十年は六人、二十一年が八人、二十二年が五人、二十三年が六人、二十四年度が五人、そして二十五年度は四人ということで、ここ六年間では一番少ないという形にはなっておりますが、できるだけ一人でも少なくなるように努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

昼食のため休憩いたします。

再開時刻は午後一時十分といたします。

休 憩 午後〇時一分

再 開 午後一時九分

○委員長（奈良岡文英君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。佐々木委員。

○佐々木政美委員

ページは百二十九ページです。藤崎町の魅力発信業務委託料、これちょっと教えてほしいんですけども。

○委員長（奈良岡文英君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

町村の魅力発信事業助成金を活用いたしまして、昨年度はゆるキャラによる町の発信をいたしました。このうちの委託料はキャラクターグッズの製作、ステッカーやクリアファイル、それからハンカチタオル、こういった粗品となるものを製作、委託したものでございます。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

佐々木委員。

○佐々木政美委員

町長にお聞きしますけれども、町長は拠点づくりを目指していますんで、このゆるキャラとか、そういうのはいいんですけども、町の発信を要は全国的にアピールするには、拠点づくりを目指す町長は、何をアピールしたいか、そこら辺、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

町長。

○町長（平田博幸君）

まず、全国的に自慢できることはですね、やっぱりここで生まれたリンゴのふじが、今や世界各国で愛され、栽培されて、生産量が一位のそのふじということになりました。そのふじと、それから何ととっても常盤、旧常盤時代から築き上げたいきいきまつりで、日本一のジャンボおにぎり、これは二メートル四方の四角い円錐形の形でございますけれども、そういうもろもろのことをですね、中心に、まずは食彩、みどり豊かな藤崎町、ふじ、ジャンボおにぎり、そして何と言っても町民がですね、非常にこの地域を愛しながら、各団体ともにまさしく一生懸命頑張っている姿にもまた感銘を受けているところでございます。代表するものはリンゴのふじ、そしてクリーンライスを利用したこのジャンボおにぎりをメインに、いろいろ発信していきたいと、そう思っております。

なお、ゆるキャラをつくってからですね、方々から、非常にこのお誘いがかかって、担当の企画財政課は毎週のように

この出向いています。そういう発信をまたしているのも皆さんもご理解していただければなど、そう思っております。近々、十月の二十四日、二十五は、青森人の祭典中野ということで、これにもゆるキャラも私も行って、我が町のいろいろな意味での地方を発信するような、いわゆるリンゴ、あるいは玉子、もろもろ持っていきたいと、そう思っております。

また、十月の四、五、これは田野畑の復興記念祭ということにも御案内いただきまして、これにもゆるキャラ初め、ラブリーコーラスの皆さん、そして町の物産等も持ってですね、少しでも地域の元気をつけるために頑張っていきたいと、そう思っております。機会あるごとにそういうことをもろもろ発信していきたいと、そう思っております。以上であります。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

電子計算費のことなんですけれども、ページ数でいきますと七十一ページでございます。電子計算費の委託料のところ、総合行政システム保守業務委託料二千六百九十八万円ほど、それから、電算システムネットワーク保守業務委託料四百四十一万円、そのほかにもあるんですけれども、この保守業務ですんで、構築された機種、機器やシステムを新たに導入するというようなことじゃなくて、毎年必要な保守業務というふうになりますんで、現状、この三千万円ほどかかっている。これがどういう内容なのかですね、まず内容の委託料を支払っている業務の内容をですねお示し願いたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

総合行政システムはですね、平成二十二、二十三年で導入したものでございまして、そのときはハード、いわゆる端末とか、サーバーとか、それをつなぐ回線等のもので、構築に当たったわけですが、その後、その機械を利用して、いわゆるソフト利用料ということでこういう総合行政情報システム保守業務というのが発生してございます。

まずですね、内容としては、ハードウェアの年間保守料としてはサーバーの保守、それが二百五十万円、それからラインプリンターの保守百二十万円、それからOCRの読取装置の保守三十六万円、こういったハードウェアの部門とソフトウェアということで住民票システムを構築しているミサイリオを中心とした各種税システム、国保システム、こういったものが八百四十万円のライセンス料がかかってございます。

次に、町が独自に導入している財務会計システム、起債管理システム、それから児童福祉システムとかですね、そういったものがですね、これ以外のライセンス料という形で含まれてございます。これがトータルで二千五百七十万円の消費税ということで二千六百九十八万五千円支出したものでございます。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、ハード面の保守というよりもですね、いわゆるライセンス料というか、利用料というのがですね、毎年これぐらいはかかっていくと。三千万円近くになると、人でいけば、一人五百万円にしても六人分というか、いずれにしてもこういうシステムがなければ業務は一日たりとも立ち行かないというか、一日ぐらいは、一日、二日は何とかなるんでしょうけれども、そういうふうな今後ともこの二千六百万円、あるいは三千万円ぐらいの範囲でずっと推移していくというふうなことで理解してよろしいんですか。

○委員長（奈良岡文英君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

そのとおりでございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

電子計算費の七十一ページの最後のところに、認証スイッチ更改業務委託料というふうになっているんですけども、これはどういう内容なのか、ご説明願いたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

この認証スイッチというのは、合併時にそれぞれ持ち込んだ町の端末が町のシステムであるということを認証させるための機器でして、十年を超える、十年になるということですね、保守サポートが終了するという事で、このサーバー等を交換したものでございます。枠内にはですね、外からパソコンを持ち込んでも、認証できないようなシステムになっておりますので、町の業務が安全に行われるために必要であったということで、今回サーバー二台、それからコアスイッチが一台、それから集線スイッチが五台という形で購入させていただきました。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

我々個人で使っている場合もオフィスといいますか、ワードだとか、エクセルですね。十年ぐらい前だったらワードの二〇〇〇なら二〇〇〇は一家で二台、三台あればそれを使えるというようなこともあったんですけども、そうすれば、

この認証というのは、そのソフト面の具体的に言えば、例えばウィンドウズでいけばそういうワードだとかエクセルだとかそういうものを全面的にこう認証を受けてやるわけですねけれども、そういうふうなソフト面の切りかえをしたということなんですか。これは今回限りなんですか、それともまた五年ぐらいたてばまたやらなければならないことなんですか、どういう見通しなんですか。

○委員長（奈良岡文英君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

町の業務に使っているパソコンおよそ二百台ほどあるわけですね、これらに全てIDパスワードというものを振ってございまして、それがサーバーにアクセス、つながるときにですね、これが町のパソコンかどうかという判断をするためにどうしても必要な部分でして、今回十年を経過するというところで、交換いたしました、次期交換となれば、機器の部品等のこともございますけれども、およそ八年ないしは十年の間にまた交換することが必要になるかと思えます。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

次のページですね。広報編集費ということで、支出済み額が五百十九万円ほどになっておるんですねけれども、この中には、広報の印刷製本費とか、そういうのも入っているんでしょうけれども、私が聞きたいのはですね、先ほど町長もちよっと言っていたんですねけれども、ふるさと納税をやるためにホームページもですね、変えられるというか、充実させる部分は充実させたいというようなお話もあったんですねけれども、ホームページの作成については、庁内の職員がですね、手づくりでというか、そういう点でほとんど費用を、予算をかけないでですね、やっているということについて、

私、評価はしているんです。ただ、もうちょっと充実させる分野がですね、あるのではないかなと。例えばふるさと納税の問題でも、あるいはまた子育て支援にかかわる分野でもですね、何かこう年に一つずつでも充実させる分野をつくっていく、そういうためにですね、広報を充実させる必要があるという観点からお聞きしたいんですけれども、広報委員、町の広報紙媒体の広報については、編集委員会だとか、そういうようなのはどういうふうに行われているのかということと。

町長も言っていたホームページを充実するためのですね、今後の取り組みというのはどういうふうに行っている、やっていくつもりなのかですね、今までの執行状況を考えてですね、お答えいただきたいと思うんですけれども。

○委員長（奈良岡文英君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

広報の紙面充実に関しましては、毎年四月にそれぞれの課の、課、係のですね、毎年度広報記事掲載を依頼している部署にですね、今年度の方針等を打ち出しているところでございます。紙面充実のことにつきましては、今後とも努力してまいりたいと思います。

もう一つ、ホームページにつきましては、これも平成二十三年度からですね、企画財政課の企画係のほうを中心となって、それぞれの課の業務またはお知らせしたいことをですね、集めて、それで今のホームページをつくってございますが、とにかく役場の職員のつくるホームページでございますので、なかなかその内容が把握しにくいというようなことで、イラスト、それから写真、それからもう一つ一歩踏み込んだ工夫等をですね、今後とも務めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

このページ数はないんですと言えしかられるんですけれども、二十五年度雑入予備費充用に関するこの資料も渡されていますよね。この中でですね、この中ですね、聞きたいことは、たしか二ページの一覧の中で、このアライグマですね、アライグマ、農作物に対する被害だとか、何とかということで、アライグマ一体この捕獲費というか、殺処分のための注射手数料が三万九千円、捕獲用の箱わな、金網のあれだと思えるんですけれども、グローブ購入七万二千円と。こうなっているんですけれども、これは殺処分、実際逮捕じゃないな、捕獲したのは何匹いたんですか。

そして、具体的にはどういう経路でよくわからないのかもしれない。繁殖とといいますか、そういうのをですね、どういうふうに把握していらっしゃるのか、ちょっと……。

もう一つ関連してお聞きします。何かことしはお盆の最中から猿が出没していますという放送をですね、お盆からあんな音聞きたくないやという人もですね出ている。一体どこから来たサルなんだと。猿はどうなったのかというのを関連してお聞きしたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

私のほうからはアライグマの捕獲の状況と殺処分、そして繁殖についてというご質問にお答えするわけですが、まず、捕獲ですが、平成二十五年の六月二十六日から最後が十二月十三日までで十四頭捕獲しております。捕獲場所がありますが、木挽町、葛野の二地区で十四頭捕獲しております。

繁殖についてというご質問もありましたが、繁殖、どのようにして繁殖しているのかにつきましては、私どもではわからないような状況であります。ただ、体長が二十センチや二十一センチといった非常に小さい、恐らく子供だと思いま

すけれども、それらについても五頭ほど捕獲しています。主に普段使われていない小屋の屋根裏とかに生息していたものと思われ、小屋の中にその箱のわなを仕掛けたところ、捕獲された。捕獲したアライグマにつきましては、動物病院で一頭当たり三千円支払いして、殺処分しております。以上であります。

○委員長（奈良岡文英君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

それでは、猿のことですけれども、ちょっと日にちのほうがですね、ちょっと定かでなくなりましたが、最初、通報あったのが十二日でなかったかなと、八月のと、記憶していました。そして、前の新和コンクリートのそばで、農家の方が田んぼの中で発見したということで、うちほうの農政課の職員がですね、行ったんですが、そのときは見つけれなかった。その後、午後に中学校の中庭でいました。それが十二日、十三日以降ですね、町内を転々としています。堰神社、摂取院、それから佐藤のお米屋さんのところの木の上、また摂取院に帰ったのかな。白子にも行ったと聞いていました。最後にまた館川の摂取院のあの辺に来ていたと、私の聞いた話では、その後から見えなくなったということでございました。ちょっと中間がちょっとあやふやになっていましたが、現在は確認されておられません。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は七十五ページであります。その簡易委託駅業務費ですね。コミュニティプラザ、その中の委託料十三節の中の自由通路エレベーター保守点検業務委託料から駅管理運営委託料一千万円ほど、ぽっぽらの指定管理料、これが五十六万円ほどになっているんですけれども、特にぽっぽらですね。駅に合体している施設というか、それで、実際は現在

休んでいる状況なのか、現在の状況をですね、お知らせ願いたいと思います。実際は、駅の職員が何か自販機だとか、そういうのを整備しているんですけども、現在の状況と今後の取り組みのですね、方向づけなり、何なりについて明らかにしていただきたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

このコミュニティプラザぼっぼらはですね、平成二十五年から二十九年までの五年間の指定管理を藤崎町商工会にお願いしている施設でございます。昨年の利用状況によりますと、喫茶ぼっぼらを、軽食喫茶ぼっぼらを運営しながら、掃除、維持管理、それからイベントというようなことを行っておりましたが、残念ながら、ことしの三月いっぱいでの軽食喫茶ぼっぼらを閉鎖したと。その後は、駅の事務員の方がですね、掃除並びに管理、施錠、こういった形での管理をしているわけですが、町民の皆様からはですね、かえってうるさくなくてよくなったという人もまたおりますし、何か寂しくなったという方もおります。ここら辺のことはですね、今後、商工会、指定管理者であります商工会とですね、平日の運営とですね、土日の活用といったものについて、もう少し協議していく必要があるのではないかなというふうに考えてございます。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

いわゆるイベントにというか、そういうのに有効活用する部分でですね、そういうのもいいかなというか、そういう余り食堂でね、ラーメン屋だとか、そういうのにですね、こだわらずというか、当初は気軽に喫茶店ふうにご利用できるよなという意図であったんですけども、しかし現状としてどれがいいのかというのをやっぱり、ただ単に商工会に委

託しているから、商工会主導じゃなくてですね、十分協議してですね、何がいいのかですね、静かにしてイベントでは自由に使えるというような形とかね、どういう形がいいのか、本当にこれも有効に活用しないとですね、また建物はつくったけれども、中身はからっぽじゃないかと。実際水回りだとか、さまざまある面では無駄になるところもあるかも知れないけれども、そこは行政のほうもですね、商工会任せじゃなくて、ある種の提案やそういうものを出し合ってですね、今後の運営を考えていただきたいということを要望しておきたいと思います。その中で、それは要望です。ぜひ早目に手を打っていただきたいという要望ですので。

その簡易委託、駅の中で、公衆電話購入費ということで九万九千九百六十円、これは買わなきゃならなかったのはどうしてなんですか。買ってくれと言われたから買うんですか。今もこれぐらい値段しているんですか、これ。どういうふうな経過でこうなったんでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

公共施設にこれまで設置しておりましたいわゆるテレホンカードでの公衆電話が非常に採算割れしているということで、NTTさんのほうで引き上げというようなことがありました。ところが、駅に電話がないと困ると。皆さん携帯電話をお持ちですけれども、お持ちでない方もおりますので、そういう方にはですね、そういう連絡手段がそういう公共施設でなければいけないということで、急遽購入させていただいたものでございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質問はありませか。浅利委員。

○浅利直志委員

電話はなければだめだとは思いますが、いずれにしても押し売りに遭ったようなものじゃないのかなと思って

おるんですけれども、それで、北常盤駅のですね、指定管理料が一千万円ほどになっているんですけれども、現在はどのような体制での運営されているのかですね。委託業務がどういう範囲まで駅の切符を売るだけなのかですね、掃除、自由通路の掃除だとか、そういうことも含めてやっていただいているのか、何人体制でどういう委託内容になっているのか、説明していただきたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

北常盤駅の管理運営業務につきましては、専任役務員を三人配置して、乗車券等ですね、購入、または管理をお願いしているところでございます。そのほかに、通常の清掃もエントランスホール、それから東西の自由通路、それから駅前広場のですね、トイレ、こういったところの清掃をお願いしているところでございます。それ以外でも業者さんを入れて、年に数回特別清掃ということで、高いところの清掃、それから自由通路の完全な清掃といいますか、きれいにするという特別な清掃も行わせてございます。それ以外に、駅周辺のごみ拾い、それから自由通路のエレベーターの施錠、開錠、それから西口の花壇の管理、こういったことまで広くお願いしているところでございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

七十九ページのところで、税務総務費といいますか、ページ数でいけば七十九ページです。滞納整理については、隣の野呂議長が聞きましたので、それで、これは二十三節ですね、七十九ページの二十三節町税還付金、これが百七十五万円ほどあるということでありまして。財政が厳しい中で、税務課の町民税の納入率というか、そういうのも若干ではあるけれども、アップしたりですね、税務課としても、地味な職場ですけれども、努力しているなというふうに、その点は私

も評価もしているんですけれども、この町税還付金百七十五万円ですね、内訳を細かくも含めて、示していただきたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

町税の還付加算金の内訳ということで、まず、個人、二十五年度でございますけれども、個人町民税が二十六件で七十二万五千三百二十二円、法人町民税が十二件で九十六万九千五百円、固定資産税が二件で二万三千百円、軽自動車が二件で三万二千八百円、合計で百七十五万七千二百二十二円となったものでございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

金額はいいんですというか、金額とともに、ただいま町民税の個人の分で七十二万円ほどと、それから法人のほうで九十六万円という、個人のほうはこれ死亡したんだとか、あるいはというような中身のほうをですね、個人と法人に分けてお示しいただきたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

個人住民税の還付金は、主に給与支払報告書に基づくものでございまして、それを確定申告することによって、還付金が発生します。それがまずは一番大きい還付金の原因でございます。

それとあと、法人町民税につきましても、中間申告ということで、予定納税されております。それも精算することによ

って、確定申告をして、精算することによって還付金が発生する件数が多くなっております。それが法人町民税の主な還付金でございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議がありますので、これから討論に入ります。

まず、本案に反対者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

平成二十五年度の一般会計決算の認定に同意できないということで、その理由はですね、詳しくは本会議でやりたいと思いますけれども、平成二十五年度予算百億円を超えるですね、いわゆるこれまでの合併のいろいろな課題であった、例えば温泉の改修、あるいは空調、各種施設の空調設備、さまざまな点で平田町政と職員一体となってですね、暮らしに役立つ、あるいはこれまでの要望に応えた事業を大幅にやったということについてはですね、評価したいと思います。

ただ、私としましては、例えば原子燃料サイクル事業に依然として四千八百万円ほどですか、使っているというようなこと、これは原発に依存する体質、原子燃料サイクルを引き続き進めていくという財政体質を変えていかなければならないと思っておりますので、賛成できません。内容的には電気料金の引き下げだとかに使うべきものだと思っております。そのほかに修学旅行費の補助金の減額、あるいはまた、パート職員の時給が一向に改善されない。そういう問題もありますので、私としては同意できないということであります。

○委員長（奈良岡文英君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。小野委員。

○小野 稔委員

私は議案第五十九号平成二十五年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定の件に賛成するものであります。

なぜならば、歳入が今、浅利さんが言ったとおり、百六億円という余りの大きな、今までにないような予算を盛って、今回二十五年度はやったわけです。その内容としては、国の緊急経済対策で追加された地域の元気臨時交付金八億五千五百万円余りのこのお金を通しながら、本庁、それから各教育施設、大規模改修などを進めたことによって、今回この事業を通しながら、地域のために役立てたものであると思います。これについては、前回も言いましたけれども、内閣府の木村太郎さん、それから県議会の阿部広悦さんの力によってなされたものであることを追加して、賛成するものであります。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（奈良岡文英君）

賛成者、起立多数であります。よって、議案第五十九号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十号平成二十五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

それでは、議案第六十号平成二十五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件に

つきまして、その概要をご説明いたします。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。決算書の二百六ページ、二百七ページをお開き願います。

第一款国民健康保険税第一項第一目の一般被保険者特別徴収国民健康保険税は、被保険者全員が六十五歳以上七十四歳までの世帯の世帯主に対して賦課するもので、第一節の基礎分現年課税分及び第二節の後期高齢者支援金等分現年課税分を合わせた収入済み額が一千九百二万九千円余りとなったものであります。第二目の一般被保険者普通徴収国民健康保険税は第一節の基礎分現年課税分、二節の後期高齢者支援金等分現年課税分、三節の介護納付金分現年課税分及び四節から六節までの滞納繰越分を合わせた収入済み額は三億七千七百四十万七千円余りとなり、一節から三節までの現年課税分の収納率は九三・一％となったものであり、四節から第六節までの滞納繰越分を含めると、収納率が六五・五％となったものであります。第三目の退職被保険者等普通徴収国民健康保険税は一節の基礎分現年課税分、二節の後期高齢者支援金等分現年課税分、次のページをお願いいたします。三節の介護納付金分現年課税分及び四節から六節までの滞納繰越分を合わせた収入済み額が二千五百八十六万五千円余りとなり、一節から三節までの現年課税分の収納率は九六・八％となったものであり、四節から六節までの滞納繰越分を含めると、収納率が八二・八％となったものであります。

二百八ページの第三款国庫支出金第一項第一目の療養給付費等負担金は、療養給付費等にかかわる実績に伴う国の国庫負担金であり、収入済み額は三億六千八百六十二万九千円余りとなったものであります。第二目の高額医療費共同事業負担金は高額医療費共同事業拠出金に対する国庫負担金であり、収入済み額は一千百十八万円余りとなったものであります。第三目の特定健康診査等負担金は特定健診及び特定保健指導にかかわる費用に対する国庫負担金であり、収入済み額は三百九十三万四千元となったものであり、国庫負担金総額の収入済み額は三億八千三百七十四万四千元余りとなったものであります。

第二項国庫補助金第一目財政調整交付金の収入済み額は一億八千五百九十四万一千円で、内訳は療養給付費等にかかわ

る普通調整交付金が一億六千四百十万円八千円、特別調整交付金は医療費の適正化に資する事業や制度改正に伴うシステム改修などに対するものであり、収入済み額は二千百八十三万三千円となったものであります。

二百十ページ、二百十一ページをお開き願います。第四款療養給付費交付金第一項第一目の療養給付費交付金は退職被保険者の療養給付費等に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であり、収入済み額は一億三千三百七十六万六千円余りとなったものであります。

第五款前期高齢者交付金第一項第一目の前期高齢者交付金は六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の方の加入率により、各保険者間の負担調整を図るもので、社会保険診療報酬支払基金からの交付金の収入済み額は三億一千九百四十九万三千円余りとなったものであります。

第六款県支出金第一項第一目の特定健康診査等負担金は特定健診等にかかわる費用に対する県負担金であり、収入済み額は三百九十三万四千円となったものであります。第二目の高額医療費共同事業負担金は高額医療費共同事業拠出金に対する県負担金であり、収入済み額は一千百十八万円余りとなったものであります。

第二項県補助金第一目の財政調整交付金の収入済み額は一億一千二百七十九万円で、内訳は療養給付費等にかかわる普通調整交付金が九千六百万八千円、特別調整交付金は医療費の適正化に資する事業や健康づくりに資する事業に対するものであり、収入済み額は一千六百六十八万二千円となったものであります。

第七款共同事業交付金第一項第一目の高額医療費共同事業交付金は、高額医療費等が一件当たり八十万円を超える部分の額に一定率を乗じて得た額が青森県国保連から交付されるものであり、収入済み額は四千六百十五万一千円余りとなったものであります。

二百十二ページ、二百十三ページをお開き願います。第二目の保険財政共同安定化事業交付金は、高額医療費が三十万円を超えた場合、八万円以上八十万円までの部分に一定率を乗じて得た額が青森県国保連から交付されるものであり、収入済み額は一億五千二百四十九万五千円余りとなったものであります。

第九款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金の一節保険基盤安定繰入金は国保税の軽減に対する公費負担分であり、収入済み額は七千五十二万円余りとなったものであります。第二節の職員給与費等繰入金は職員の給与費等であり、収入済み額は二千六百三十五万二千円となったものであります。三節の助産費等繰入金は出産育児一時金に対する繰出基準に基づいた額を繰り入れしたものであり、収入済み額は五百八十八万円となったものであります。四節の財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の安定化を図るため、地方財政措置相当額などを繰り入れしたものであり、収入済み額は三千万円となったものであります。五節の特定健康診査等繰入金は、特定健診等にかかわる職員の給与費等に対し繰り入れしたものであり、収入済み額は六百四十四万五千円となったものであります。これらの繰入金は一般会計から繰り入れしたもので、総額の収入済み額は一億三千九百十九万七千円余りとなったものであります。

第二項基金繰入金第一目の財政調整基金繰入金は保険給付費等の財源に充てるため基金を取り崩したものであり、収入済み額は三千万円となったものであります。

第十款繰越金第一項第二目のその他繰越金は前年度からの繰越金であり、収入済み額は二千三百三十六万八千円余りとなったものであります。

次のページをお願いいたします。第十一款諸収入第一項第一目の一般被保険者延滞金は過年度分の国保税の納付の際に発生する延滞金であり、収入済み額は百四十七万二千円余りとなったものであります。

第三項雑入第一目の一般被保険者第三者納付金は、交通事故等において治療に国民健康保険を使用したため、保険者負担分を使用者が納付したものであり、収入済み額は三十九万八千円余りとなったものであります。

次に、歳出につきましてご説明いたします。二百二十二ページ、二百二十三ページをお開き願います。

第一款総務費第一項総務管理費第一目の一般管理費は職員の人件費等の経常経費が主なものであり、支出済み額は二千九百八十八万六千円余りとなったものであります。第二目の連合会負担金は青森県国保連の運営事務にかかわる町負担分であり、支出済み額は百五十五万円余りとなったものであります。

二百二十四ページ、二百二十五ページをお開き願います。下段の第二款保険給付費第一項療養諸費第一目の一般被保険者療養給付費は九億九千二百七十三万六千円余りで、前年度比三千六百九十一万四千円余りの減となったものであります。第二目の退職被保険者等療養給付費は八千九百六万二千円余りで、前年度比一千四十七万八千円余りの減となったものであります。

二百二十六ページ、二百二十七ページをお開き願います。第三目の一般被保険者療養費は九百七十六万円余りで、前年度比百二十八万七千円余りの減となったものであります。

第二項高額療養費は第一目の一般被保険者分と第二目の退職被保険者分をあわせまして一億二千二百八十四万四千円余りで、前年度比一千七百六十七万六千円余りの減となったものであります。

二百二十八ページ、二百二十九ページをお開き願います。第四項出産育児諸費第一目の出産育児一時金は八百八十二万円で、第五項葬祭諸費第一目の葬祭費は百四十五万円となったものであります。

第三款後期高齢者支援金第一項第一目の後期高齢者支援金と第二目の後期高齢者事務費拠出金と合せた社会保険診療報酬支払基金への支出済み額は二億七千六十八万円余りとなったものであります。

第四款前期高齢者納付金第一項第一目の前期高齢者納付金は、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の加入率により社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであり、二目の前期高齢者事務費拠出金と合わせた支出済み額は二十六万三千円余りとなったものであります。

二百三十ページ、二百三十一ページをお開き願います。第五款老人保健拠出金第一項第二目の老人保健事務費拠出金は、平成二十四年度分の精算にかかわるものであり、支出済み額は一万一千六百五十五円となったものであります。老人保健制度は平成二十年三月に廃止になりましたが、医療費の過誤納付や審査等廃止に伴う精算の事務がいまだ社会保険診療報酬支払基金において、継続されているため、それらに伴う事務費拠出金であります。

第六款介護納付金第一項第一目の介護納付金は、国県等の公費負担分と介護保険第二号被保険者である四十歳以上六十

五歳未満の方々から徴収した国保税の一部を財源として、介護費用の負担分として社会保険診療報酬支払基金へ納付したものであり、支出済み額は一億四千二百二十二万八千円余りとなったものであります。

第七款共同事業拠出金第一項第一目の高額医療費共同事業医療費拠出金、第二目のその他共同事業拠出金及び第三目の保険財政共同安定化事業拠出金は、青森県国保連が事業主体となり、高額な医療費に対応するため、単年度で財政負担をすることのないよう、県内全市町村が共同事業として対応するための拠出金であり、支出済み額は二億二千三百三十四万四千円余りとなったものであります。

二百三十二ページ、二百三十三ページをお開き願います。第八款保険事業費第一項第一目の特定健康診査等事業費は、特定健診等にかかわる職員の人件費等の経常経費及び特定健診等の業務委託料が主なものであり、支出済み額は二千二百四十万二千円余りとなったものであります。

第二項保険事業費第一目の疾病予防費は、特定健診受診者に対する保健指導事業費が主なものであり、支出済み額は二百九万六千円余りとなったものであります。

二百三十四ページをお開き願います。第九款基金積立金第一項第一目の財政調整基金積立金は六万円を積み立てしたものであります。

第十一款諸支出金第一項第一目の一般被保険者保険税還付金は、国保に加入したまま届け出をしないで他の保険に加入した方、いわゆる無届などによる国保税の還付金であり、支出済み額は八十二万五千円余りとなったものであります。

二百三十六ページ、二百三十七ページをお開き願います。第三目の償還金は、平成二十四年度分の療養給付費等国庫負担金などの精算にかかわる返還金であり、支出済み額は二千三百二十九万八千円余りとなったものであります。

二百三十八ページをお開き願います。実質収支であります。歳入総額が十九億六千六百四十三万四千四百四十四円、歳出総額が十九億四千七百三十万九千三百八円となり、歳入歳出差引額は一千九百十二万四千八百三十六円となったものであります。そのうち、国保財政調整基金へ一千万円を繰り入れし、残り九百十二万四千八百三十六円は翌年度へ繰り

越しするものであります。

以上が議案第六十号平成二十五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の概要のご説明でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

今、課長が説明された中でですね、歳入の部分にかかわることなんですけれども、ページ数でいきますと、これは二百七ページですか、国民健康保険税のですね、被保険者が何か減ってきているんですね。それで、ここで収入済み額が四億二千二百三十万円ほどというふうになっていらっしゃるんですけれども、この四億二千万円ほどというのはですね、現状収納率でいきますとですね、どれくらいになっていて、この間、国民健康保険税の不納欠損金というのはどれくらい出たのかということについては、どんな状況なんでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

収入済み額、今年度の四億二千二百万円余りでございますけれども、この収納率としては全体でございますので六七・四二％でございます。前年度より〇・一八％増となっております。それが現状でございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

これはつまり六十七というより、実態的には八割、九割近い状態ではあるんだと思いますけれども、三月末で閉めた時点だから六十七ということなんだというふうに私は理解しているんですけども、どういうふうに理解すれば、どういうふうに理解すればという聞くのもちょっとおかしいかもしれませんが、どういうふうに理解すればよろしいんでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

現年度課税が出納整理期間がありますので、五月末までございます。ただ、滞納繰越分については、出納整理期間がないので、三月末締めとなって計算されております。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

これは決算審査の報告書の中にあるんですけども、三ページのところに、三ページ、決算審査の報告書だと思います。三ページのところに、国民健康保険税三十六件は、国民健康保険税三十六件は時効が成立したと。三十六件が国民健康保険税で時効が成立して不納欠損処分したんだというふうに理解したんですけども、その次に、生活困窮相続人不明、住所不明等による欠損処分をやむを得ない事情も認められるが、常に滞納繰り越し分の徴収に努めて時効中断の措置等により、不納欠損がないようにさらに努力されたいというふうな決算審査監査意見書というのが監査委員から出されていますよね。これ代表監査委員、わかっていますよね。

それで、時効中断の措置による不納欠損がないようにさらに努力されたいというふうにあるんですけども、三十六件のこの生活困窮だとか、相続人がわからねじやとか、行方がわかねじゃんとか、そういう具体的な中身、件数、全部で

三十六件という意味なんですか、その具体的な中身はどういうふうになっているのか、わかっている範囲でお示し願いたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

不納欠損の三ページの不納欠損の下のところでございますが、これは個人町民税十四件、法人町民税二件、固定資産税三十一件、軽自動車税四十五件、国保税三十六件で、合計とすれば百二十八件となっております。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

中身をですね、時効が成立したんだという全部が時効が成立した問題なのかですね、その中身をお示し願いたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

国保税でございますけれども、時効成立が二十五件、無財産がことしはございませんでした。生活困窮が一件、もう一度説明いたします。時効成立が二十五件、それから生活困窮が一件、相続人不明が十件でございます。合わせて三十六件でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

監査委員にお聞きしますけれども、こういうふうに出ていることを見ますと、時効中断等の措置により、不納欠損がないようにさらに努力されたいというふうに出ているんですけれども、時効中断の措置が適切にやられていなかったというか、そういう事例があったということなんですか。その辺はどういうふうに見ていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

監査委員。

○監査委員（神 忠勝君）

時効中断とは、差し押さえ、それから徴収者に誓約書、このことだと思っております。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ここに書かなきゃよかったなというふうなことなのかもしれないけれども、書いているところを見ると、そういう差し押さえや誓約、そういうのがですね、手おくれになったという事例があったのかどうかということを知っているんですけれどもね。つまりここでは「さらに努力されたい」というふうに出ているので、表現、表記しているものですから、そういう時効中断等の処置がおくれた例が一件か二件見られたとか、そういう実態的にはどういうことだったんですかということを知っているんです。

○委員長（奈良岡文英君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

時効中断というのもございますけれども、時効中断にも相続人が本人が死亡して、相続人が不明、それからその相続の

財産がなかったと。そういう調査をいたします。ただ、相続人については、なかなか把握できない。また相続人がいても、限定承認とかしている場合がございます。その調査中に、五年を迎えたということもございます。それが大体今の数字でございます。以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質問はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

これは三月三十一日時点で締め切って、決算認定を求めているんだらうと思うんですけども、昨年、資格証明書だとか、短期保険証だとかですね、そういういわゆる保険料滞納といいますか、納めていないので資格証明書、短期保険証を発行されているというような人もあるわけであります。それで、この決算時点というか、あるいはまた一月時点というか、その辺で短期保険証だとか、資格証明書、どれくらい発行されていらっしやったのでしょうか。わかりましたらお示し願いたいと思いますけれども。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。調査期日が平成二十五年度実績ということになってございます。短期保険者証の交付世帯は百十九世帯で、うち高校世代以下の交付者数が四十一名、資格証明書交付世帯数が二十三世帯、高校世代以下の短期保険資格証明の世帯で高校世代以下に短期保険者証を交付している方が二世帯四名分。以上であります。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ここ今個人ごとに保険証も出すようになってきているので、また、それから親の貧困が理由で保険証を交付しないということとはよくないということで、高校生世帯にも短期保険証など、交付されているところなのであります。それで、交付世帯にですね、短期保険証の場合、短期保険証です。これ結局六カ月たって分割で納めるというふうなことをやっていて、実際はまた滞納が始まったというようなケースもあると思うんですけれども、短期保険証を結局渡さなかったとか、保険証をですね、渡さなかったというようなことはあるんでしょうか。実際はどういうふうな取り扱いをなさっているんでしょうか。短期保険証についてお聞きいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

短期保険者証の交付につきましては、これまでは三カ月に一回、役場の窓口のほうに受領しに来るようにして、交付していました。その際は、税務課のほうへ足を運んでいただいて、納税相談をした上で国保系のほうへ来て、保険証を受領してもらっています。それで、昨年からですか、昨年です。そうなりますと、一向に一年間とか、二年間、一向に保険者証をもらいに受け取りに来ない方もありまして、それではちょっとまずいんじゃないかということで、一年に一度はこちらのほうで短期保険者証を郵送しましょうということになり、昨年、十二月には全ての短期保険者証の該当者に郵送で送っております。なおそれ以後は、またことしの三月、六月、九月につきましては、窓口のほうにおいて、税務課のほうで納税相談をした上で、短期保険者証を交付するというやり方をしております。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質問はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

改善もされたということで、一年に一度は短期保険証を、来ない、窓口にいない、納税指導をしなければ渡さないという相対取引みたいなことでなくて、一年に一度は渡して、納税相談にも受けてもらうというふうな方向で改善されたということは評価したいと思っております。

私のほうは最後でですね、ページ数でいきますとですね、これは二百三十三ページですか。委託料、特定健診委託料、特定健診等データ管理委託料三十二万七千円、三十二万円ほどなんですけれども、これはデータ管理、データは町で管理してるんですよね。それ、例えばよく日本の場合、データが連動しないとか、健診はやるけれども、データが蓄積されていないとか、さまざまな問題があるんですけれども、その三十二万七千円というのは、特定健診等データ管理委託料って、これはどういう中身なんだろうかと思います。ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

今、手元にこの契約内容の詳細を書いた資料がないもので、ちょっと私の記憶でお話をさせていただければ、この特定健診のデータを国保連と町と両方で見られるような状態のシステムのための管理料とシステムの保守料だというふうに思っております。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、私も前立腺肥大からさまざまな状態になっているんですけれども、そうすればデータは町だけじゃなくて国保連にも提供して、その共通データ化されているというように理解すればよろしいんですか。何か、そうであるの

かなと。またはそうでないのかなという、その辺もちょっとあるんですけども、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

各健診機関のほうから国保連のほうにその情報が行って、それを町も見ることができ、保健指導の際は、そのデータを使って該当者を抽出して通知を差し上げているというような状況でございます。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十一号平成二十五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

それでは、議案第六十一号平成二十五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、その概要をご説明いたします。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。二百五十二ページ、二百五十三ページをお開き願います。

第一款後期高齢者医療保険料第一項第一目の特別徴収保険料の収入済み額は四千八百九十七万九千円余りとなったものであります。第二目の普通徴収保険料は、一節の現年度分普通徴収保険料及び第二節の滞納繰越分普通徴収保険料を合わせた収入済み額が一千九百四十九万三千円余りとなり、普通徴収保険料の収納率は九五・六％となったものであります。また、保険料総額の収入済み額は六千八百四十七万三千円余りとなり、収納率は九八・七％となったものであります。

なお、不納欠損額は三名分で、十五万二千円となったものであります。

第三款繰入金第一項第一目事務費繰入金の職員給与費等繰入金は、後期高齢者医療事務にかかわる町職員の給与費等繰入金で、収入済み額は一千九百八万一千円余りとなったものであり、広域連合事務費繰入金は広域連合職員の給与費等にかかわる共通経費の町負担分を繰り入れしたものであり、収入済み額は六百十四万一千円となり、事務費繰入金の総額は収入済み額が二千五百二十二万二千円余りとなったものであります。第二目の保険基盤安定繰入金は保険料の軽減額に対する公費負担分を繰り入れしたものであり、収入済み額は四千五百七十三万五千円余りとなったものであります。第三目の療養給付費繰入金は広域連合で給付を行っている療養給付費にかかわる町負担分であり、収入済み額は一億五千五十四万二千円余りとなったものであります。これらの繰入金はいずれも一般会計からの町負担分として繰り入れしたものであり、総額は収入済み額で二億二千百五十万円余りとなったものであります。

二百五十四ページ、二百五十五ページをお開き願います。第四款第一項第一目の後期高齢者医療制度補助金は、町が実施している高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業に対する広域連合からの補助金で、収入済み額が十九万二千円となったものであります。

第五款繰越金は前年度からの繰越金であり、収入済み額は四百三十二万七千円余りとなったものであります。

第六款諸収入第三項第一目の返納金は、前年度の療養給付費の確定に伴い、広域連合からの返納金として返還されたものであり、収入済み額は五百三万二千円余りとなったものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。二百六十ページ、二百六十一ページをお開き願います。第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、町職員の人件費等の経常経費、後期高齢者医療システムの保守業務委託料などが主なものであり、支出済み額は一千九百九万七千円余りとなったものであります。

第二項第一目の徴収費は徴収にかかわった費用であり、支出済み額は十七万五千円余りとなったものであります。

二百六十二ページ、二百六十三ページをお開き願います。第二款後期高齢者医療広域連合負担金第一項第一目の後期高齢者医療広域連合負担金の保険料等負担金は、町で収納した保険料及び保険料軽減額の公費負担分の保険基盤安定負担金等を広域連合へ納付するものであり、支出済み額は一億一千六百三十九万九千円余りとなったものであります。広域連合事務費負担金は広域連合職員の給与費等にかかわる共通経費の町負担分であり、支出済み額は六百十四万一千円となったものであります。療養給付費負担金は広域連合で給付を行っている療養給付費にかかわる町負担分であり、支出済み額は一億五千五十四万二千円余りとなったものであります。これらはいずれも広域連合へ支出した負担金であり、負担金の総額は二億七千三百七万三千円余りとなったものであります。

第三款諸支出金第二項繰出金、第一項の一般会計繰出金は、前年度の療養給付費負担金の確定に伴い、広域連合から返納された返納金などを一般会計へ繰出金として精算したものであり、支出済み額は六百七十三万二千円余りとなったものであります。

二百六十四ページをお開き願います。実質収支であります。歳入総額が二億九千九百五十二万四千九百三十九円、歳出総額が二億九千九百七万九千四百二十二円となり、歳入歳出差引額は四十四万五千五百十七円となったものであり、これは翌年度へ繰り越しするものであります。

以上が議案第六十一号平成二十五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の概要説明でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十一号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十二号平成二十五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

それでは、議案第六十二号平成二十五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、ご説明を申し上げます。

三百六ページの実質収支に関する調書をお開き願います。平成二十五年度の決算は、歳入総額が十七億二千七十三万五百五十九円、歳出総額は十六億九千九百七十九万二千七百八十五円となり、歳入から歳出を差し引いた剰余金二千九十三万七千七百七十四円は、その全額を地方自治法第二百三十三条の二の規定により、介護保険財政調整基金へ積み立てたものであります。

次に、二百七十ページへお戻りいただきまして、歳入歳出決算書款項別集計表、またその詳細につきましては二百七十八ページ以下の決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

それでは、二百七十ページの歳入歳出決算書款項別集計表をお開き願います。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

第一款保険料第一項の介護保険料は、調定額二億八千八百七十七万二千四百円に対し、収入済み額二億七千五百二万七千六百四十円で、収納率は九五・二％となりました。

第三款の国庫支出金は四億四千六百五万七千九百六十三円となり、第四款の支払基金交付金は四億六千二十七万四千元、第五款の県支出金は二億三千六百十九万九千二百四十円となったものであります。

続きまして、第六款の財産収入は介護保険財政調整基金の利息であり、二千七百十六円となったものであります。

第七款繰入金第一項の一般会計繰入金は二億六千五百三十六万九千円となり、第二項の基金繰入金三千七百八十万円は介護保険財政調整基金からの繰入金であります。

次に、歳出についてご説明を申し上げますので、二百七十二ページをお開き願います。

第一款の総務費第一項の総務管理費四千二百八十万七千八百六十五円は職員人件費等が主なものであり、対前年度比二・八％の減となったものであります。減少した主な理由といたしましては人事異動によるものでございます。

次に、第二項の徴収費六十一万六千七百九十三円は、保険料の決定通知等の通信運搬費が主なものであります。

次に、第三項の介護認定審査会費一千二百四十四万九千四百十七円は介護保険の要介護度等の判定に係る費用で、津軽広域連合の介護認定審査会の負担金五百六十万五千円が主なものであります。

次に、第四項の趣旨普及費四万四百七十七円は、介護保険制度普及のため、第五項の介護保険運営協議会費十三万五千九十円は介護保険運営協議会の費用でございます。

次に、第二款の保険給付費は十五億八千六百九十万四千四百五十六円となり、前年度比〇・七％の増となったものであります。

次に、第三款の地域支援事業費第一項の介護予防事業費五百五十六万一千五百九十六円は、一号被保険者全てを対象とした一次予防事業と、要介護状態になるおそれが高いと認められた高齢者に対する二次予防事業の経費であり、介護予防のための運動機能の維持向上のための事業や閉じこもり予防事業を実施したものであります。

次に、第二項の包括的支援事業任意事業費二千百六十四万一千四百五十七円は、地域包括支援センターの運営に係る費用等でございます。

次に、第四款の基金積立金第一項の基金積立金二千七百十六円は、介護保険財政調整基金から発生した利子を基金へ積み立てたものであります。

次に、第五款諸支出金第一項償還金及び還付加算金二千二百八十六万七千二百六十八円は、平成二十四年度分の国県補助金等の精算による返還金が主なものであります。

次に、決算事項別明細書によりご説明を申し上げますので、二百七十八ページをお開き願います。

まず、歳入の第一款保険料第一項の介護保険料第一目の第一号被保険者保険料は二億七千五百二万七千六百四十円となり、徴収率は九五・二％、対前年度比は〇・八％減となりました。これは普通徴収者によるものでございまして、今後は普通徴収者への制度の普及説明と訪問徴収を強化いたしまして、徴収率向上に努めるものであります。なお、二年の時効などにより不納欠損額は十九件、九十七万四千五百二十円でございます。

次に、第三款の国庫支出金第一項国庫負担金第一目の介護給付費負担金二億九千七十一万三千二百四十三円は、居宅介護給付費用に対する二〇％、施設等介護給付費に対する一五％分の国の法定負担金であります。

次に、第二項の国庫補助金第一目の調整交付金一億四千四百六十五万円は、国が各市町村の施設等給付費の状況により調整した結果支出されるもので、二十五年度は九・一八％の交付となったものであります。次に、第二目の地域支援事業交付金（介護予防事業）の百五十七万八千円は、介護予防事業費に対する二五％分の国の法定負担金であります。

次に、第三目の地域支援事業交付金（包括的支援事業任意事業）八百九十八万七千二百円は、地域支援事業費等に対する三九・五％分の国の法定負担金であります。

次に、二百八十ページをお開き願います。第四款の支払基金交付金第一項支払基金交付金第一目の介護給付費交付金四億五千七百三十一万三千円と第二目の地域支援事業支援交付金二百九十六万一千円は、社会保険診療報酬支払基金から

の介護給付費と、介護予防事業費に対する二九％の法定負担金でございます。

次に、第五款県支出金第一項県負担金第一目の介護給付費負担金二億三千九十一万八千八百八十円は、居宅介護給付費に対する一二・五％分と施設等介護給付費に対する一七・五％の県の法定負担金であります。

次に、第二項の県補助金第一目の地域支援事業交付金（介護予防事業）七十八万九千円は、介護予防事業に対する一二・五％分の県の法定負担金であります。

次に、二百八十二ページをお開き願います。第二目の地域支援事業交付金（包括的支援事業任意事業）四百四十九万三千六百六十円は、包括的支援事業費に対する一九・七五％分の県の法定負担金であります。

次に、第七款繰入金第一項一般会計繰入金第一目の介護給付費繰入金二億三百二十七万二千元は、介護給付費に対する一二・五％の町の法定負担金であります。次に、第二目の地域支援事業繰入金（介護予防事業）七十三万一千円は、介護予防事業費に対する一二・五％分の町の法定負担金であります。次に、第三目の地域支援事業繰入金（包括的支援事業任意事業）四百四十二万六千円は、包括的支援事業費に対する一九・七五％の町の法定負担金であります。

次に、二百八十四ページをお開き願います。第四目のその他一般会計繰入金五千六百九十四万円は、職員人件費等の事務費に対する一般会計からの繰入金であります。

第二項の基金繰入金第一目の介護保険財政調整基金繰入金三千七百八十万円は、財源補填のため基金から繰り入れたものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げますので、二百九十六ページをお開き願います。

第二款の保険給付費第一項介護サービス等諸費第一目の介護サービス等諸費十四億一千八百十八万八千六百六十二円は、要介護状態にある方がお使いになったサービス給付費であり、対前年度比で〇・三％の伸びとなりました。内訳といたしましては、居宅介護サービス給付費が五億四千二百六十六万五千五百四十四円、前年度比一・〇％の増、地域密着型介護サービス給付費が二億六千八百六万二千七百三十一円、前年度比一・四％の増、施設介護サービス給付費が五億三千

四百十三万二千八百三十一円、前年度比〇・五％の減となったものであります。第二目の介護予防サービス等諸費五千四百五十二万八千七百三十二円は、要支援状態にあるお方がお使いになった介護予防に係る費用で、前年度比では二・〇％の増となりました。

次に、第三項の高額介護サービス等諸費第一目の高額介護サービス等諸費四千二十万五千三百四十三円は、同一月内に受けたサービスの自己負担額がそれぞれの世帯の所得状況により定められている額を超えた場合に支給されるもので、五・八％の増となりました。

次に、四項の高額医療合算介護サービス等諸費第一目の高額医療合算介護サービス等諸費二百八十三万五千三百六十九円は、介護保険と医療保険の両方を利用したときの年間の自己負担額が世帯の所得状況により定められている額を超えた場合に支給したものであります。

次に、二百九十八ページをお開き願います。第五項の特定入所者介護サービス等費第一目の特定入所者介護サービス等費六千九百四十万六千六百六十円は、所得の低い方が施設サービス等を利用した場合に、保険料の段階により、その食費、住居費等の一部を支給したものであります。

第三款の地域支援事業費第二項包括的支援事業・任意事業費第一目の介護予防ケアマネジメント事業費四百二十万六千円と、次の三百ページ、第二目の総合相談・権利擁護事業費五百七十五万九千円、第三目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費一千六十五万五千五百七十六円は、地域包括支援センターの運営に係る費用であります。地域支援事業、特に包括的支援事業は平成二十二年四月から社会福祉協議会に委託している地域包括支援センターが中心となり、介護予防に関する事業、総合相談窓口事業、権利擁護事業を実施しております。運営状況につきましては、相談件数が前年度より二百三十五件ふえ、一千四百五十件となり、昨年度と比較いたしまして、一九・三％の伸びとなっているところでございます。

以上が平成二十五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の概要でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十二号は認定すべきものと決定いたしました。

これをもって本日の日程は予定どおり終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後二時四十七分
